

令和4年第三回定例会

# 八丈町議会会議録

令和4年 9月5日 開会

令和4年 9月6日 閉会

八丈町議会

## 令和4年第三回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月5日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
一般質問	8
宮崎陽子君	8
山本忠志君	13
浅沼隆章君	18
金川孝幸君	21
沖山恵子君	27
山下巧君	33
山下則子君	37
岩崎由美君	43
承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
報告第4号の上程、説明、質疑	58
同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	62

議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
散会の宣告	9 8
署名議員	9 9

## 第 2 号 (9月6日)

議事日程	1 0 1
出席議員	1 0 1
欠席議員	1 0 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
事務局職員出席者	1 0 2
開議の宣告	1 0 3
会議録署名議員の指名	1 0 3
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3

認定第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
認定第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
報告第 5号の上程、説明、質疑	1 3 9
報告第 6号の上程、説明、質疑	1 4 0
発議第 2号の上程、説明、採決	1 5 4
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 5 5
閉議及び閉会の宣告	1 5 5
署名議員	1 5 7

八丈町告示第23号

令和4年第三回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年8月29日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 令和4年9月5日（月） 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
8番	山下巧君	9番	岩崎由美君
10番	金川孝幸君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

不応招議員（1名）

7番	小川一君
----	------

## 令和4年第三回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和4年9月5日（月曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 承認第13号 専決処分事項の報告及び承認について（令和4年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 7 承認第14号 専決処分事項の報告及び承認について（令和4年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 8 承認第15号 専決処分事項の報告及び承認について（令和4年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 9 報告第 4号 専決処分事項の報告について（建物明渡等請求事件）
- 第10 同意第 5号 八丈町教育委員会委員の任命の同意について
- 第11 議案第47号 令和4年度八丈町一般会計補正予算
- 第12 議案第48号 令和4年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第49号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 議案第50号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第51号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第16 議案第52号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第17 議案第53号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第18 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第55号 八丈町「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第56号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第21 議案第57号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

第22 議案第58号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第23 議案第59号 八丈町法定外公共物管理条例

第24 議案第60号 八丈町給水条例の一部を改正する条例

---

出席議員（12名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
8番	山下巧君	9番	岩崎由美君
10番	金川孝幸君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

欠席議員（1名）

7番 小川一君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	和田一宏君	総務課長	高野秀男君
総務課 課長補佐	山下進君	税務課長	福田高峰君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	奥山勉君
福祉健康 課長補佐	大澤知史君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	大川和彦君	会計課長	田村久美君
企業課長	菊池拓君	教育課長	菊池良君
消防長	菊池邦彦君	病務院 事務長	菅原宏幸君
代表 監査委員	浅沼拓仁君	企画課 情報長	金川智亜樹君

企 画 財 政 課 財 政 係 長	沖 山 晃 君	総 務 課 文 書 係 長	金 川 祐 子 君
住 民 課 住 民 係 長	佐々木 恒 君	福 祉 健 康 課 保 健 係 長	浅 沼 洋 介 君
建 設 課 管 財 係 長	川 島 心 太 郎 君	産 業 観 光 課 産 業 係 長	廣 瀬 悠 志 君
企 業 課 水 道 浄 化 槽 係 長	桜 庭 郁 也 君		

---

事務局職員出席者

事務局長	高 橋 太 志 君	庶務係長	山 本 良 太 君
書 記	大 岩 秀 明 君	書 記 (録音)	小 栗 光 太 郎 君

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（奥山幸子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。よって、令和4年第三回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

ここでご報告申し上げます。去る8月28日、八丈町議会議員、廣江 才さんをご逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みでございます。ここに故人のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

皆様、ご起立をお願いいたします。黙禱。

黙禱を終わります。ご着席ください。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、5番、6番議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より9月7日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、議長報告及び議員派遣結果報告についてですが、お手元に配付の

とおりですので、朗読を省略いたします。

また、議会運営委員会の副委員長欠員に伴い、副委員長の選挙を先日の議会運営委員会で  
行いました。4番、山本忠志さんに決まりましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

---

#### ◎行政報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長、お願いします。

○町長（山下奉也君） おはようございます。

それでは、私の行政報告のほうをご覧いただきたいと思います。

6月議会後の行政報告になります。

6月7日ですが、離島振興協議会の正副会長会議、また、理事会、通常総会に出席しております。また、講演もありまして、東海大学の山田教授の講演を聞きました。この山田先生は北海道の観光船の問題とかいろいろテレビに出ている先生です。非常に面白い、いろんなことを述べていただける先生でございます。

6月8日には、総会等で決議されました要望につきまして、自民党関係の議員さんに要望活動を行ってございます。

6月9日ですが、全国街路事業促進協議会、街路事業につきましては、八丈町、ほかの島はあまりやっていませんけれども、都市計画道路、これが街路事業でして、そういう関係で東京都選出の国会議員等に要望活動も行っております。

6月10日は、振興公社の理事会に出席してございます。

6月20日については、HATの株主総会、また、21日には伊豆諸島開発株式会社の総会に出席してございます。

7月6日、正副会長会議、また、離島振興の促進に関する要望活動等を行っております。

7月19日ですが、土地改良連合会の理事会に出席しました。

また、19日には町村会、また、議長会との合同会議、一部事務組合の定例会等に出席して  
ございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。

同じく島嶼町村長会議、予算要望の団結式等に出席してございます。

7月22日ですが、砂防協会の通常総会、また、東京2020大会の1周年記念セレモニーに出

席してございます。

あと、皆様方に離島振興の関係では、国の予算が内示等出ている状況の中で、法律がまだ通っていないということで、いろいろご心配のところはあると思いますけれども、今後の国会で通るとは思いますけれども、今まで離島振興法につきましては全党で、各党、野党も含めて提案して議決されている状況の中で、今、自民党と野党との要望、法律内容の投げかけ等を行っているということでございます。

そういう中で、先週も松原先生のところにも行きましたけれども、いろいろ自民党とのやり取りがあるということを伺っております。町長、大丈夫だからということも言われましたので、今後とも皆さんご心配だと思いますが、よろしくお願ひします。

以上です。

---

◎一般質問

○議長（奥山幸子君） これより日程第5、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。会議規則第62条により質問は3回までとし、質問時間は答弁を含めて1時間以内で行うことといたします。

---

◇ 宮 崎 陽 子 君

○議長（奥山幸子君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

1番、宮崎陽子さん。

（1番 宮崎陽子君 登壇）

○1番（宮崎陽子君） 皆さん、おはようございます。

初めに、今回は3つのポイントにまとめて通告させていただきます。

大きな過渡期となったコロナ禍による新たな日常に対応する手段として、今までにない斬新な政策が日々問われてきました。八丈町議会で通告を継続している中で、住民の方々からの声として、結論から最初に申し上げます。それは将来を担う若者の声が、この八丈町に具体的に反映されていないという現実です。

今回、ぜひ皆様にご理解をいただきたい1つ目の通告は、八丈島在住の中学生と高校生を対象とした八丈町中高生議会議員公選事業の取組についてです。八丈町議会で通告するきっかけとなったのは、現在既に実践されて成果を上げている山形県遊佐町教育委員会より全国発信している少年町長・少年議員公選事業を知り、大変すばらしいことだと感銘を受けたこ

とから始まります。

少年議会を誕生させたその目的は、人口減少、少子高齢化、職住分離、生活形態の多様化により、地域づくり、町づくりの重要性を考えたときに、大切なことは、山積する問題、課題を打破して時代を牽引し、常に若者が持つ力が必要であるということ。そして、若者自身が地域社会の一員であることを自覚して社会システムを理解することにより、若者の地域社会での居場所としての活躍の場を明らかにするという事です。コロナ禍になり、新たな手段としてのデジタル化も日常となった今日、デジタルネイティブ世代の活躍がより一層求められています。

また、八丈島では、中学までの教育方針と高校からの教育方針の温度差が以前から問題視されていることも大きな課題です。八丈町の教育方針と東京都からの教育課題を協奏しながら、現代の厳しい現状を乗り越えて、地域の中心となる若者の育成と活躍の場をつくる環境を構築し、若者の力による町づくりを推進し、若い力が発揮できるように私たち大人が今やるべきこととして、若者の町政参加を促すための相互教育が問われます。学生たちから代表者を直接選び、政策を実現していくことで、民主主義を実際に体験、学習しながら社会の構成システムを学ぶことが大きな狙いとなります。

その成功事例として遊佐町の主権者教育を参考にさせていただき、八丈町でも実践してほしいと思います。遊佐町事業の特徴として、少年議会、平成24年度では、45万円の政策予算が構築されました。政策提言を町の政策に反映させることを目的として、所管課で予算化しています。このように、若者の政策が町の提言となり、中高生が主体的に実践した平均投票率は約83%と高い評価となっています。

こちらをご覧ください。5月下旬から12月下旬の事業スケジュール一覧です。7月から8月、政策立案期間、そして8月から12月、政策実施期間、ここが重要なポイントだと思います。さらに、遊佐町の少年議会の特徴として、町の地域おこし協力隊と連携して地産地消を考えた町の特産品の開発なども進めています。

八丈島でも主権者教育としての取組をぜひ創造してみてください。必ずできるはずです。学生時代から政治や行政を身近に実感できる教育を推進し、八丈島の新たな魅力発信につながる明るい希望に満ちあふれた若者の活躍の場を築き、島嶼部初の凌駕する島になるように、八丈町からの前向きなご回答をお願いいたします。

次に、東京都では現在、中学生までとしている医療費助成の対象を、さらに高校生まで拡大する方針を推進されています。予算案に約7億円を計上してシステム改修に着手し、合意

が得られ、区市町村との協議がまとまれば、2023年から順次助成を開始するという計画案です。東京都では対象拡大による追加支出を年間10億円前後と推定し、未就学児から高校生までの医療費が無償化する見通しがある中で、島嶼部としていち早く八丈町でも声を上げて、早期ご決断をお願いしたいと思います。

私は2人の息子の子育てを経験した母親として、以前から医療費問題について多くの懸念がありました。安心して子供を産み育てられる環境を充実させるために、高校生までの医療費無償化について、八丈町からの今後の見解をお示してください。

次に、令和2年9月18日、第3回都議会定例会にて、都知事より島嶼地域における特別支援教育の充実について、障害の有無にかかわらず全ての子供たちの意欲的な学びを後押しするため、島嶼地域で初めて八丈町に特別支援学校高等部の分教室を設置するという所信表明があり、実際に初の分教室が設置されました。

令和3年から3年間という分教室におけるモデル事業であるということ。その期限を念頭に、持続性ある本格的な事業化を目指すために、八丈町からのビジョンの提示を積極的に行い、東京都がモデル事業として検証する目的として、以前2つの課題を通告しました。その後の八丈町からの指針と重要な就職支援について問います。この件につきましては、ぜひ町長からのご回答もお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 高野秀男君 登壇）

○総務課長（高野秀男君） おはようございます。

それでは、私のほうからは宮崎議員の1つ目の質問、八丈町中高生議会議員公選事業、主権者教育の取組について回答いたします。

八丈町の将来を担う人材を育てる取組の一つとして、中高生議会議員公選事業は、島の子供たちの自主性を育てることや、町の政治、行政に関心を持ってもらう有効的な取組と考えております。

現在、八丈高校は総合的な探求の時間として島民会議を実施しておりますが、生徒が八丈島の課題を主体的に考え、主権者意識を醸成し、地域課題の解決策を提案することで自己の生き方や島の未来を考える。そして提案を基に町民の方々と考え、協議することにより、新しい島の価値や将来に向けての課題に気づくことを目的としています。

町としましては、島の子供たちと八丈島のことを共に考えるよい機会であり、この取組に協力してまいります。中高生議会議員公選事業についても子供たちが自主的に取り組んで

いくことが重要であり、関係機関と実施自治体の事例を参考に今後検討してまいります。

以上で回答を終わります。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課課長補佐。

（福祉健康課課長補佐 大澤知史君 登壇）

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 福祉健康課課長補佐の大澤です。よろしく申し上げます。

それでは、1番、宮崎陽子議員、高校生までの医療費無償化に向けた新たな制度について回答したいと思います。

ご質問の高校生の医療費の助成についてですが、現在、八丈町では東京都の高校生医療費助成事業、通称マル青というんですけれども、こちらの事業説明会に参加し、事業内容について確認等を行っているところでございます。

現在、八丈町では中学生までの医療費の助成を行っておりますが、助成対象が高校生まで拡充されれば子育て環境もより充実されますので、八丈町としてもぜひこのマル青事業を活用し、令和5年度中の実施に向け都と調整していきたいと考えているところでございます。

なお、このマル青事業の概要としては、令和5年度から3年間は東京都の補助率が10分の10となっております。4年目以降は2分の1ということで、中学生の助成と同じになるんですけれども、それについて今調整しているところでございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） おはようございます。

宮崎陽子議員の3番目の質問にお答えします。

東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室は令和3年度に開設され、現在1、2年生合わせて5名の生徒が在籍して、将来の自立と社会参加を見据えて特別支援教育を受けております。

その特別支援教育の内容ですが、大きく教科学習、特別活動、作業学習から構成されており、教科学習では国語や数学など1人1人の状況に応じた個別の目標を設定して、課題に合わせた教育を行っています。特別活動では、学問、ホームルームや体育祭等の行事について八丈高校の生徒と交流したり、共同学習をしています。作業学習では教科等の学習で学習したことも活用しながら、作業活動を通して働く意欲や態度、職業生活に必要な知識や技能を身につける指導を行っています。

そして、青鳥学校分教室では、広く住民の皆様特別支援教育の取組内容を理解していただけるよう、9月から11月にかけて学校見学会を開催しております。日程についてはこの期間に13回計画されておりますので、ぜひこの機会に訪問していただき、分教室の取組を知っていただきたいと思います。

次に、就職支援についてですが、島内での自立と社会参加、企業や事業所への就労に生かすために職業体験学習カリキュラムを組んで、1年生時に職場見学、2年生時に職場体験と現場実習、3年生時に現場実習と、自分の適性を知り進路を取り決める取組を行います。昨年度に1年生は工場見学を行い、今年度は職場体験を行いますので、八丈町も職場体験する生徒を受け入れて就労支援に取り組みたいと考えています。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 1番。

（1番 宮崎陽子君 登壇）

○1番（宮崎陽子君） ご回答いただきまして、ありがとうございます。

ここで再質問をさせていただきます。

3つ目に質問いたしました、令和2年12月議会定例会で通告した特別支援教育の充実と将来の就職先に関する八丈町からの今後の指針について、ぜひ町長からのご回答もいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 町長。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） 宮崎議員の質問にお答えします。

特別支援学級につきまして、知事に本当にお願いして実現できたということで、非常にうれしく思っています。また、子供たちが島外へ行かなくて、同じ学年の生徒と高校まで一緒に過ごせるという、本当にこれは大きな事業だったと思っております。

そういう中で、就労につきまして前教育長、これを実現していただいた前教育長から、町長、これは就労に向けてぜひお願いしたいと、そういうことを一番に言われました。前教育長も産業労働局長を経験した関係もありますので、私も実際そういう東京都内の作業所といえますか、そういうところも視察しました。

作業所となると、補助員をつけた作業所ということで、八丈町にも作業所があるわけですが、実際の八丈町の職場でどういう仕事ができるかということ、1年次、2年次、3年次として体験して、そういう中で何ができるかということが一番重要だと思いますので、

今回も八丈町でも受け入れて、どういう仕事ができるかということを経験してもらおう。

実際、職場に就くと、ある程度の支援というのは大事なことだと思いますので、そういうところがどれだけフォローできて、自立して実際の卒業生が職場で活動できるかという部分を実際に見ていかないと、なかなか現実には厳しいものだと思いますので、一つ一つ解決していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

---

◇ 山 本 忠 志 君

○議長（奥山幸子君） それでは、4番、山本忠志さん。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

私のほうからは、2点通告をさせていただきました。

1点目は、白内障手術のことをごさいますて、もう一つは移住者に対する住宅費の支援と補助ということで、町の見解を求めたいと思います。

つい先日でもないですけれども、本年の6月だったですか、島内在住のある高齢者から白内障のことで要望を受けました。八丈町立病院の眼科を受診いたしまして、白内障と診断された。直ちに島内でできる白内障の手術の予約を申し込んだ。そうしましたら、片方の目が来年の1月になりますと。もう片方の目が3月になりますよと。5月に受診して完了するのが3月と、10か月を要するわけですね、1つの手術が完了するまで。

今、自分は今既に視野が狭くなっていて、夜間の運転は支障を来していると。特に夜、雨など降っていたら、もう命がけの運転になるということで、非常に困っているという切実な高齢者の要望でございました。

この白内障の手術については、数年前、もうちょっと前だったですか、八丈島に導入されるようになりまして、本当に高齢者にとってはありがたくて、これまでは東京に行かなきゃいけなかったんですから。それを思うと島で本当に、ちょっと期間はかかりましたけれども、実施できて本当に目がよく見えるようになったと。部屋の隅々までごみが散らかっているのまでよく見えて、掃除するのが大変だというぐらいによく見えるようになったという高い評価でした、この八丈の白内障手術は。

ところが、これが今10か月を要するような状況になってしまって、これはもうちょっと何か支援する必要があるんじゃないかなと思って、状況をお尋ねしたいということで通告をさ

せていただきました。

具体的にお伺いしたいのは、1点目が、コロナが影響しているのかなと思ひまして、コロナの前後数年間、もし影響しているのであれば、これもデータを知りたいものですから、コロナ前後の数年間について年間の白内障の手術回数、それから手術を受けた人数についてお教え願ひたいと思ひます。

それからもう一点は、この現状につきまして、その課題を町としてはどのように分析しておられるのか、どのように解決していくおつもりなのか、その辺のビジョンがございましたらお伺いをいたします。

もう一点は人手不足のことをございますけれども、非常に今、島で問題になって大きな課題になっているのは人手不足。もう前からそうですけれども、特に最近顕著で、人口減少に伴ってあらゆる分野で人手不足が続いておりまして、事業の縮小、もう店閉じなきゃならなくなつたとか、縮小しなきゃいけなくなつたとか、今までは夜も営業していたそば屋さんがお昼までしかしなくなつたとか、出前はしなくなつたとか、そういうことがもう現実に形として現れているんですね。

そういったことを解決するための方法としての住宅費の補助なんですけれども、最近はこのコロナに伴って、期せずしてその副産物、地方への移住ということが全国的に広まってまいりました。この八丈島におきまして、もう格好の受皿として、都会からの受皿として自然にあふれた八丈町は積極的に移住してこられる方を受け入れていけばいいと思ひますけれども、残念ながらその移住してこられる方の一番の課題は住居なんですね。

仕事はいっぱいあると。農業、漁業、商工業、あらゆる分野で仕事はあるんですけれども、長続きしないと。なぜかという住居が安定しないからなんですね。よくいろんな人にそう聞いて話を総合すると、結論は僕の中ではそのように思ひています。これは町全体の将来的な課題とも捉えて、移住してこられる方の住宅費の補助というのは真剣に検討するべき段階に来ているんじゃないかなと思ひまして、町のお考えをお伺ひいたします。

以上2点でございます。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

（病院事務長 菅原宏幸君 登壇）

○病院事務長（菅原宏幸君） おはようございます。

それでは、4番、山本忠志議員、1つ目の質問の2つの回答をさせていただきます。

まず、1番目の年間の島内白内障手術回数、手術を受けた人数についてですが、手術回数

は年度6回、2か月に1回実施しております。手術人数ですが、平成31年度59件、令和2年度65件、令和3年度86件となっております。

次に、2番目については、主に島での手術を希望される方が大半となっております。そのため、来年になったとしても当病院での治療を希望しております。また、緊急性のある方、早く手術を希望される方には島外病院での手術をご案内しており、福祉健康課の島外医療機関通院交通費を利用しまして、平成31年度49名、令和2年度31名、令和3年度32名の方が手術している状況にあります。

眼科の臨時診療ですが、月に4回、1回につき約50名の方を診察しております。先ほど申し上げたとおり2か月に1回、午前診療後、午後に手術を約15名程度実施しており、これ以上に診察日を増加させるには、ほかの臨時診療等もあり、スタッフ、特に看護師の配置が厳しい状況にあり、改善は難しい状況にあります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） 私のほうからは、4番、山本忠志議員の移住者支援の質問に回答します。

現在、八丈町では、移住定住の促進及び中小企業における人手不足の解消等を図ることを目的に、八丈町定住促進サポート事業支援金制度において、移住者に対し支援金を交付しております。八丈町に移住する方を支援するもので、転出元や八丈町での定住期間、就業先など条件はありますが、島内で就業する場合は2人以上の世帯で100万円、単身で60万円、また、就労先は島外企業でも、八丈町に移住しテレワークを行う方にも世帯で50万円、単身で30万円を交付しております。

今年度は申請者が多く、後ほど審議していただく補正予算に単身者13名とテレワーク1世帯分を追加で計上しております。この制度は東京都から70%の補助を頂き運営しております。町単独の補助制度については、厳しい財政事情もあります。ご質問の中の3年から5年の家賃補助よりは少額とは思いますが、この制度を活用していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） ただいまの回答を伺いまして、非常に明らかになったことがありますね。コロナは関係ないと、例えば白内障手術。僕はコロナの影響で医師が少なくなったんじゃないかとか、回数が増えてなかなか順番が回ってこなくなるとか、それで10か月先までかかるのかなというふうに素人の判断、想像していたんですけども、今のお話を聞くと、年を追うごとにコロナ関係なく回数が増えて、人数も増えていると。

これは何を意味しているかという、私の個人的な想像なんですけれども、この白内障の手術が1年後に延びてしまっているという、これは2025年の問題が具体的な問題として形になって現れているんじゃないかなというふうに感じているんですね。これはもう、2025年は団塊の世代がマックスに達して大変なことが起きますよと、話の上では、あるいは文献を読むとそういうことが書いてありますけれども、具体的にどうなるんだろうと。こうなるんですね。白内障の手術を受けたくても、人数が、受けたい人がどんどん増えてきて、順番が回ってこないと。

これと似たようなことはほかにもいっぱい出てくると思うんです。これは誰が悪いんでもない。事務長さんは一生懸命やっていると思います。それからお医者さんも看護師さんも本当に一生懸命やっているんだけど、普通に受診して普通に手術を予約して、終わるのは1年後だと。この似たようなことが、例えば労働者不足ですとか、例えば福祉上の問題が起きたり、あるいは年金上の問題に発展するかもしれませんけれども、こういう様々なことが起きることに対して、ひょっとして町の考えがあるかなと思って、この課題をどのように町は分析しているんだろうということを書いたんですけども、その辺の回答がなかったものですから、将来的にこの2025年問題を島の中でどう捉えてどのようにしていられるおつもりなのか。これは白内障に限らず、町全体の課題として、町の要職におられる方の回答があればいただければというふうに思います。

それからもう一つ、こっちは今、企財の課長から、大変何か希望あふれるお話をいただきましたね。やっぱりこういうのというのはありがたいから、しかも喉から手が出るほどのもので、もう予約いっぱいというふうに聞こえたんですけども、もっともこの事業についてはアナウンスを広げて、多くの方にこういう制度がありますよということを伝えて、場合によったら、これは島の財政では厳しければ都や国にもお願いをして、さらにこの輪を広げていくような取組を進めたらどうかと思うんですけども、その辺、企財の課長さんに再質問で、今後の発展ということについてご回答いただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 管理者、お願いします。

(公営企業管理者 佐々木真理君 登壇)

○公営企業管理者(佐々木真理君) おはようございます。

白内障の手術から2025年のお話になりまして、なかなか難しいお話だと思うんですけども、我々は今、町立病院をどうこの先維持していくんだらうというのが大変な問題になってございます。

昨年の11月から、これまで医療スタッフの方、あまり経営ということに関わってこなかったんですけども、関わっていただけるように院長先生、看護師長さん、また、医療スタッフの中でも要職に就いていらっしゃる方を交えて、あと事務方を入れて経営会議というのを進めております。そうすると、いろいろな診療で黒字の部分であったり、赤字の部分であったり、本当に分かるようになってまいりました。

その中でどうしていこうかというのが今の大きな課題でございまして、先生方はやっぱり患者さんいるんだからやっていこうよというのもあるんですけども、経営的に難しいよねとかいろんなお話があります。そういったことを、全体を見ながら我々としても、今の町立八丈病院をどう維持していこうか。患者さんがいるものについては赤字だろうがやっていかなきゃいけないというのは分かっているんですけども、ちょっと今その経営会議というのをやりまして、2025年、高齢者はたくさん増えてくる。その中でどういったことができるんだらうということを、今少しずつですけども話し合いをしております。

また、院長先生は訪問診療もやっていかなきゃいけないだらうということもおっしゃってございますし、そういったことで将来の病院については、今そういった経営会議の中で考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 企画財政課長。

(企画財政課長 和田一宏君 登壇)

○企画財政課長(和田一宏君) すみません、まず最初に訂正をしたいと思います。

私、75%都の補助と言ったつもりだったんですが、滑舌が悪くて70%と言ってしまったらしいので申し訳ありません。4分の3、75%でございます。

それで、今までちょっとPRを控えてきました。というのが、お金を目当てに八丈島に移住をしてきてほしくない。やっぱり八丈島を好きになって移住してきてほしい。そのほうが長い定住につながるのではないかという担当者の思いもあり、控え目にしておりました。現在は、おしごと掲示板で仕事を募集するときに、定住支援金の対象になるよということを各企業がうたっておりますので、これからは八丈島に来たいという人のきっかけになるような

PRができると思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） 最後の質問です。

今、企財の課長からご説明ございましたけれども、私はよく思うんですが、今この人口減少社会で人口を増やすというのはもう無理じゃないかと思って、諦めではないですけども、そこに費やす労力はほかに費やしたほうがいいんじゃないかというぐらいに思っている。

だけれども、実際に世の中で、町の中では人手がなくて困っているんですね。いろんな人に、この夏は乙千代ヶ浜に随分プールの当番でいましたけれども、仕事はどうと仲間聞きますと、忙しいよ、暑い中で大変だよとみんな言うんですね。仕事はいっぱいあると、問題は人がいなくて困っているんだと。真夏の中では熱中症の心配もしなきゃいけないので、なかなか大変だと、人手不足で。

よくこういう住宅支援のことですとか人手不足のことを言うと、どうしても若い人の移住ということで、そちらに眼点が行きがちなんですけれども、私は別に若い人でなくても、ノウハウを身につけた高齢の方も、私はどんどん島の中に入れてもいいんじゃないかと思っています。

これは一つ提案として、企財の課長、どう思っているか分からないんですけども、こういった住宅の支援も高齢者、シニアにも目を向けて、シニアの受入れについても積極的に進めてはどうかと思うんですが、どうでしょうか。和田課長、お願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） 我々が行っている移住定住支援、移住定住策というのに年齢はうたっておりませんので、幅広く受入れをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですね。

---

◇ 浅 沼 隆 章 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、2番、浅沼隆章さん。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） おはようございます。

私のほうからは、1点質問させていただきます。

今回は中学校職場体験事業の内容と、受け入れていただく事業所についての質問をさせていただきます。

こちら今年度から新たに始まった事業となりますが、八丈町の子供たちの未来を決めていく上で、大変貴重な体験ができる事業であると考えております。昨年までは島内の事業所に生徒の受入れをお願いしており、今年度から島外でも職場体験を行うことになりましたが、島内での職場体験は終了したと認識しております。

各学校で島内と島外で受け入れていただく事業所が違っていると伺っておりますが、富士中学校、大賀郷中学校、三原中学校でどのような事業所が受入れを行っていただくことになったのかお答えください。

また、3月議会の際も申し上げましたが、体験することが大切であり、見学にならないように要望させていただきましたが、実際どのような内容で行う予定なのかお答えください。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） 浅沼隆章議員の中学校職場体験事業についての質問に回答いたします。

まず、時期についてですが、各中学校とも11月を予定しております。次に、受入れ事業者については各校とも現在交渉中でございます。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、今年度は各事業所とも生徒の受入れに積極的でない傾向が強く、ある学校では20社近く相談したが全て断られているという報告を受けております。

ただし、現在各学校とも交渉を続けている事業所がございます。例えば日本の大手広告代理店、それから日本のメガバンクといえますか、大手都市銀行、それからアメリカのITを活用したサービスを展開するGAF Aと言われるグローバル企業の中の1社と交渉中でございます。

このようなことから、現在内容までの確定までは決まっていない状況ですが、この事業所のほかに東京グローバルゲートウェイ、通称東京英語村で海外での勤務や生活を想定した英語でのやり取り、銀行やホテル、スーパー、病気になったときの対応の仕方など、様々な状況を想定しての英語のやり取りをするという体験を行う日程を事業所体験と並行して計画している学校もございます。

以上で回答とします。

○議長（奥山幸子君） 2番。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） ご回答ありがとうございます。

コロナということで、なかなか受入れ先が決まらないというお話を伺いました。受入れが困難であることは当然理解できますけれども、そのような中でも将来を考えて就職先を、どのような仕事をするかなど、今の時期に知っておかなければならないということも現状あると思います。

生徒の皆さんそれぞれに将来なりたい職業とか、働きたい場所、自分と同じ企業理念を持った事業所、人生プランを立てる際に考える職業、職場へのこだわりというものがだんだん持っていけないといけないと思うんですけども、今こちら何件か事業者さんのお話を伺いました。その中でどのようにしてこういう事業者さんの話が出てきたのか、また、その事業者さんが、生徒が希望する職場という形で出てきているのかを再質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） どのような事業所を選択しているかというご質問でございますけれども、これは各学校で違いがあります。というのは、これは教育課程に組み込まれている事業ですので、その学校において決定するということで、各学校が決められる権利がございますので、例えばある学校は生徒に、1年次に職場体験の職業調べというのを行って、それから行きたい職場をこの2年次に行こうという予定だったんですけども、その事業所が思うように受け入れていただけないという状況がございまして、現在、学校のつながりですか、そういうのを利用して、大手の一流企業は交渉している状況でございます。あと、私どももつながりがあるところから紹介している状況でございますので、生徒の行きたいところに行けるのかという点では、なかなか難しい状況でございます。

○議長（奥山幸子君） 2番。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） ご回答ありがとうございます。

やっぱりコロナということで、行きたい場所になかなか行けないということは分かります。でも今後、交渉がうまくいって受け入れてくれる事業者さんには、もう感謝の念にたえませ

ん。また、八丈島の子供たちが将来の人生プランをつくる際の一助となると思います。

初めて行う事業ということもありますので、予期せぬ問題も起こる可能性があります、そのような問題も今後の糧としていただいて、今後に活かしてよりよい事業としていただくことを強く要望します。

最後に、この事業の内容は報告書として閲覧できるのでしょうか。最後にご回答をよろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） 各学校とのこの事業を行う上で、報告書の作成までは検討しておりませんでしたけれども、各学校から実績書が上がってきますので、どのような形で報告するかちょっと検討させていただきたいと思います。

---

◇ 金 川 孝 幸 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、10番、金川孝幸さん。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） おはようございます。

今回、2点ほど質問させていただきます。

八丈町では、防災無線やホームページ及び広報などにより、町民への連絡や周知を行っていますが、分かりにくい、誤解を与える、詳しくは町のホームページや広報の折り込みを見てくださいなど、不親切ではないかとの声も聞かれます。

例えば、以前は新型コロナウイルスの感染状況を報告していました。ところが、突然感染者数を報告しなくなり、ある方は数か月間も八丈町でコロナの感染者は発生していなかったと思っていた方もいらっしゃいます。また、ホームページの見方が分からない、広報を捨てたが持っていないかと聞かれたこともあります。これらを改善するために質問します。

1点目は、NHKでは放送番組審議会を設けて視聴者の声を聞いて、番組の向上に努めています。八丈町でも情報審議会のような組織をつくり、情報の発信方法及び内容の検証や改善を行う必要があると思いますが、検討しませんでしょうか。

2点目は、防災無線を15分程度の間隔で流すことがあります。病人のいる家では、うるさいので切ってしまったという方の声も聞きました。緊急ではないお知らせや周知はまとめて定時に行うことはできないのか質問します。

3点目は、ITを利用した情報提供は重要と思います。高齢化率の高い八丈町でIT利用の情報提供は十分機能しているのか、町の認識を聞かせてください。防災無線についてアンケート調査を行ったと思いますが、この回答方法は、QRコードを使ってインターネット利用と郵送による2種類の回答があったと思います。この大まかな世代別の比率を教えてください。

次に、温泉について質問します。

島に来たお客さんを必ず案内するのは、末吉のみはらしの湯です。時々見かける光景なので気にはなっていましたが、一番のお勧めで自慢の温泉に案内したお客さんから、思いもしない声を聞きました。「最悪の見晴らしでがっかりした。もうここには来たくない」。その光景は、右側の八丈島を形取った露天風呂の端に、男性が2人横たわって日光浴をしていました。あまりにもひどいので注意しようと思ったそうですが、お互いに島に観光に来て嫌な思いはしたくないので、黙って出たそうです。確かに見たくない光景です。温泉の改善について何点か質問します。

この露天風呂は、開設当時は湯舟につかったまま海を見ることができました。あふれるお湯で擁壁の崩壊を防ぐためだと思いますが、お湯があふれないように幅を広げ、さらに高くしたため、せっかくの景観を悪くしてしまいました。海の見える露天風呂のベストテンに選ばれてもおかしくないロケーションだと思いますが、これでは選出されないと思います。幅を広くしたことにより、ここに座る人がいて、ほかのお客さんの視界を遮っています。また、立っている人もいて、洞輪沢から上ってくる道路から丸見えになっています。このように問題の多い景観を改善する考えはないのか、質問します。

次に、俳優の原田龍二さんを「温泉で気持ちよく。マナーでさらに気持ちよく。八丈島」大使、大変長い大使名がついていますが、大使の目的が分かりにくい。マナー向上なのか温泉のPRなのか分かりにくいので、はっきりするように温泉大使に改めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、温泉の魅力度を上げるために飲食物の提供を検討しませんでしょうか。これはいろんな要望があると思いますが、一例です。観光地の温泉として、アルコール類や焼いたくさやなどの販売も求める声が聞かれます。温泉のスタッフの負担や飲酒運転防止などの問題はありますが、ほかの観光地と比較されます。温泉の近くには商店もないので、これらの要望に応える工夫も必要と思いますが、町の考えを聞かせてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

(総務課長 高野秀男君 登壇)

○総務課長(高野秀男君) それでは、私のほうからは、金川孝幸議員の1つ目、防災行政無線やホームページ及び町の広報について回答いたします。

まず、1つ目の情報の発信方法及び内容の検証や改善の検討についてです。

町の情報媒体は、防災行政無線のほか、広報はちじょう、ホームページ、ツイッターがありますが、町民の方のニーズやそれぞれの特色に合った効果を最大限に引き出す情報提供となっているのか、今年の7月に戦略的広報に関する職員研修会を実施いたしました。改善が必要な点を含め、まずは庁内において課題解決や各媒体の役割について検討してまいります。

2つ目の防災行政無線を定時にまとめて行うことはできないかというところです。現在、朝の出勤前、昼休み、夕方の時間帯に主に放送しておりますが、情報の収集が聞き取りによるものであり、複数の情報をまとめて放送すると伝わりにくい部分もあるかと思えます。今後、放送回数の見直しを図ることで、なるべく間隔を空けて放送するように改善してまいります。

3つ目のITを利用した情報提供での高齢者の方のほうに十分認識をしているのか、また防災無線についてのアンケートのことについてお答えいたします。

まずはアンケートのほうなんですけれども、アンケートを発送しました1,400件に対し、回答件数は7月末日で596件、回収率は約43%でした。うちインターネットでの回答が22%、郵送での回答が78%となっています。世代別では、二十歳から39歳の回答者数が82件、うちインターネットでの回答が約59%、40歳から59歳の回答者が160件、うちインターネットでの回答が約40%、60歳以上の回答者数が354件、うちインターネットでの回答が約5%となっております。

高齢者の方に関心を持ってもらうことは、非常に重要なことと認識しております。平常時に防災無線をなるべく聞くようにしていると回答した方は約82%で、ほぼ聞かないと回答した方の中には、インターネットやツイッターで情報を取得しているとの回答がございました。また、高齢者の方のIT利用としては、本庁舎において高齢者の方向けにIT利用に特化した質問ということではしてはおりませんが、回答された高齢者の方の約20%は防災無線やテレビ以外に町や都、気象庁のホームページ、またはツイッターでも防災情報を取得しているとの回答をされております。

以上で私からの回答といたします。

○議長(奥山幸子君) 福祉健康課長。

(福祉健康課長 奥山 勉君 登壇)

○福祉健康課長(奥山 勉君) 皆さん、おはようございます。

まず初めに、必ずみはらしの湯へ案内いただけるということで、ありがとうございます。

みはらしの湯は平成10年8月に開業しまして、年間約4万人と、これまでも大変多くの方にご利用いただいております。全国的に有名な口コミサイト、トリップアドバイザーの日帰り温泉&スパ部門では、2015年に全国で5位、2020年には全国で2位ということでの表彰もいただいております。

さて、ご質問の露天風呂につきましては、完成時の工事写真で確認したところ、海側は浴槽の高さ、そこから1段下がってしまっていて、確かに土だったんですね。そこに植栽をしているということで、議員がおっしゃるようなあそこが擁壁というか、そこがあふれるお湯で崩れるのではないかとということもございまして、町のほうではその幅を広げて浴槽と同じ高さで、逆に海側のほうを少し傾斜をつけて高く、あふれるお湯を外に出さないよう、外というか崖側に流さないような工事を行いました。こうしたことで営業開始から落下の事故は今までもございません。

ただ、前のご質問いただいたときもそうなのですが、町としてはお客様の安全・安心のための落下防止や目隠しなどの対策は重要と考えております。柵等の設置を検討しているところですので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

また、大使名、こちらにつきましては確かに長いと感じる方もいらっしゃると思いますが、例えば気になるとか目につく、このようなインパクトのある名称から、役割を知るために調べていただくことが情報発信につながる広報戦略の一つと考えてございます。また、大使の名称に「マナー」、この言葉が入ることで、ご質問の最初におっしゃられた温泉での入浴方法など、マナーやモラルの啓蒙につながると期待しておりまして、現在この名称を改める考えはございません。

3つ目、アルコール類や焼きくさやなどの飲食物の提供につきましては、以前、ザ・BOON、こちらのほうでアルコールの自販機、確かに置いておりました。ただ、それも飲酒後の入浴というのが健康面で大変危険であるとか、飲酒運転をしているというお声が聞こえてきたということで、撤去したという経緯がございます。

また、以前近くに確かに商店がないということで、アルコール類以外の販売を検討したこともございます。ただ、こうしたときに、人員の確保や販売品の設置スペース等の関係で断念したという経緯もございます。町営温泉施設は、この島の観光に大変寄与していることは

十分認識をしておりますが、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 10番。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） 回答ありがとうございました。

例えばインターネットやスマホの使えない方は、はっきり聞こえなかった防災無線の内容を確認する方法がないんですよね。特に風の強い日、屋外では聞き取れないこともあります。例えば電話で防災無線の内容を聞けるようなサービスの導入も考えられるのではないかと思います。

防災無線は、非常時に放送が伝わるのかを確認するため定期的に行うのが本来の目的ではないかと思います。八丈町の放送回数は多過ぎるように思います。見ていたテレビの音声が聞こえなくなった、同じ内容を繰り返し、分かっているのもう電源を切ったとか、そういう声も聞かれます。さらなる改善をお願いしたいと思います。

あとITの活用、今後ますます重要になると思います。高齢化率の高い八丈町では、町のホームページの見方を教える窓口や担当を置いてIT弱者をサポートする方法もあるかと思いますが、検討をお願いします。

温泉については、どうしても広い縁があると上ったり、寝転がったり、座ったりする方がいると思いますので、工夫すれば段をもう一段下げたお湯があふれないような対策もできると思います。せっかくのいい見晴らしを悪くするようなものは、少しお金をかけてでも改善すれば、大きな観光の宣伝効果はあると思います。

私の議員任期最後の一般質問になります。改選後はこの場に立てるか分かりませんので、予算の問題もあり簡単にできないことは承知していますが、予算をかけない方法を考えるなど前向きな回答をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 高野秀男君 登壇）

○総務課長（高野秀男君） それでは、金川孝幸議員の再質問にお答えいたします。

まず、防災無線の周知の方法というところです。放送の頻度に関しましては、先ほどお話ししましたアンケートの中でも多く指摘を受けた部分でございます。そういった放送に関しての回数、周知方法につきましては、先ほどご回答いたしましたけれども、改善をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

また、IT弱者というところの件なんですけれども、町では企画財政課のほうが、そういった高齢者の方へのITをもっと多く知ってもらおうというところで、いろいろなスマホ教室等もやっているということは私も承知しております。高齢者の方が、今後そういったスマホだったり、またうちにパソコンがあるけれども使い方が分からない、そういった方もいるかと思えます。そういった方へどういった形で町が支援できるのかというのは、担当課とも検討していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

以上で回答といたします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは再質問、温泉、みはらしの湯という名称もございませうので、10番議員のおっしゃることはよく分かります。

ただ、あそこを、やはり安全という面を考えると、どうしても私自身は柵等の設置は必要ではないかと。あそこから万が一落ちた場合には、かなり大けがのおそれがあるというふうにかえてございませう。

ただ、10番議員がおっしゃるように浴槽の高さから1段を下げて、あの幅をもって、ただしそこにまた柵を立てると、どうしても景観的にどうなるかなという点。あと最初の質問の中にもありました、洞輪沢側から、あの温泉の縁に立つと確かに見えてしまうんですね。人が立っていると見えてしまうので、そこに対して、やはり温泉で気持ちよくお過ごしいただいて、例えば風に当たるといふときには、やはり浴槽から出て立たれる方もいらっしゃるのかなと思えますので、そういった目隠しの部分、こういったところを全てあそこを塞ぐといふことではないんですが、何かしらの方法はといふことでいろいろ調べてはいるんです。

全国の露天風呂、温泉を見ても、柵は設けているんです、安全対策で。ただ、そこを細いパイプとか、そういったものでできるだけ景観に配慮するといふことは大事だと思っておりますので、私どももまたこれから勉強して行っていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ここで休憩を取ります。

10時35分まで休憩となります。

（午前10時21分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 10 時 35 分）

---

◇ 沖 山 恵 子 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、5 番、沖山恵子さん。

（5 番 沖山恵子君 登壇）

○5 番（沖山恵子君） 私のほうからは、浄水場の件とコロナの判定薬について、2 点ご質問させていただきます。

まず、質問の前に浄水場についてちょっとお話をさせてください。

大川浄水場については、町の執行部から何度か説明を受けました。予算審議もしました。そのときはいいんじゃないかと思ったんですけども、ここに来て本当にこれでいいのかな、ベストの選択かなと、後の人に負の遺産を残すことにならないかなというふうに疑問を持ってしまいました。町の執行部の方からすれば、何を今さらと思うことでしょうか。そのことに関しては、私の反応の悪さをおわび申し上げます。今頃になって質問して申し訳ございませんでした。

ただし、私が何か大丈夫かと思ったということは、町民の中にも大丈夫かというふうに思っている方がいらっしゃるかもしれません。昔は、公共事業はどんどんやってください、潤いますからお願いしますという時代でしたが、今は限られた予算をどのようなことに使うのかということが大事な世の中になってきました。説明責任ということもよく言われていますので、この浄水場が本当にこの規模で必要なものなのか、大は小を兼ねるで、ここまでは必要ないんだけど造りますよということなのか、いやいや、そうでもないんですけども計画をしてみましたということなのか、いろんな回答が予想されるんですけども、ぜひ皆さんに分かりやすいようにご回答いただきたいと思ひまして、質問をさせていただきます。

質問に移ります。

人口は減少しますが、大川浄水場の規模は適正でしょうか。島の人口は減少が続き、使われる水の量も減ってきています。そのような中、大川浄水場の建て直しが進んでおります。命の水とも言うものですので、必要不可欠なものとして、今まで何の疑問も持たないでまいりました。しかし、大きな施設は維持費も大きくなります。大きく造り過ぎているのではないかなと疑問を持ちました。三根と大賀郷それぞれに大きな施設が必要なのでしょうか。この先何十年と多額の維持費をかけるよりも、たとえ違約金を払っても適正規模の施設を

造ったほうが、町の財政のためにはよいのではないのかと思い立ちました。水の使用量を計算したときに、今の設計規模のものが必要なかどうかをお伺いします。

1、大賀郷、三根地域の水道使用量と大川、鴨川浄水場の供給量を比較した場合、どれぐらい供給量が上回っているのでしょうか。

2、今の設計で完成した場合、維持費（浸透膜の交換費用等を含む）は10年でどれぐらい必要なのでしょうか、教えてください。

2番、コロナの判定薬は適正に使われていますか。

島でも定期的にコロナの流行が起こっており、今回は子供を介して広がったのではないかと聞いております。コロナは空気感染する伝染病なので、広まるのはしようがありません。また、子供に濃厚接触をするなど言っても無理があり、大人が適切に発見し封じ込める対策が必要だと思います。1人感染したら周囲を皆検査して休ませたらよいのではと思うのですが、町は子供に対してどのような予防や対策を行ったのか教えてください。

1、保育園児や小学生のワクチンの接種率はどんなになっているのでしょうか。

2、保育園や小学校での予防対策はどのような感じでしょうか。

3、以前、東京都から判定キットが配られたと記憶しているのですが、活用したのでしょうか。

4、判定キットを今後、子供関連施設で使うことは考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、大きく2点ご質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

（企業課長 菊池 拓君 登壇）

○企業課長（菊池 拓君） 5番、沖山恵子議員の大川浄水場の規模は適正かのご質問にお答えいたします。

大川浄水場につきましては、現在、老朽化した施設を更新し水質の維持を図り、安全な水の供給を行うため、令和5年度完成を目指し改修工事を進めております。

1つ目のご質問の大賀郷、三根地域の水の使用料と大川浄水場と鴨川浄水場、こちらは大賀郷浄水場になります。供給量の比較になりますが、水道使用料、これは令和3年度の決算書にあります有収水量になりますが、大賀郷と三根を合わせ88万6,723立米となります。

次に供給量、こちらは中央監視装置の令和3年度の年報数値によりますと、大川浄水場と大賀郷浄水場の浄水処理量合わせて110万9,157立米でしたので、供給量が22万2,434立米上回っております。

坂下地区にはほかに4つの浄水場がありますので、この浄水処理量を加えますと127万7,245立米となり、先ほどの大賀郷、三根の有収水量88万6,723立米と比べますと、供給量が39万522立米上回ることとなります。

次に、2つ目の維持費につきましては、大川浄水場改修基本設計で見ますと、膜ろ過方式での電気料、薬品費、膜モジュール薬品洗浄費、膜交換費、修繕費による年間維持管理費は約528万円となっていますので、10年間では5,280万円ほどの見込みとなっております。大川浄水場の施設につきましては、適正な規模として計画し改修を進めております。今後も安全・安心な水の供給に努めてまいります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長補佐。

（福祉健康課課長補佐 大澤知史君 登壇）

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） それでは、5番、沖山恵子議員のコロナ判定薬は適切に使われたかについて回答したいと思います。

私からは1番の保育園児、小学生のワクチン接種率と2、3、4の保育園関連についてお答えしたいと思います。

まず初めに、保育所等における新型コロナウイルスの対応についてですけれども、保育所等については保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることから、原則としては開所するという方向で運営しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、1番の保育園児や小学生のワクチン接種率についてですけれども、2回目までの接種率でお答えしたいと思います。

まず保育園児、小学生の区分けでの接種率はございませんので、年齢5歳から12歳までの接種率でお答えしたいと思います。

接種率は25.8%となっております。ちなみに、国の接種率なんですけれども、年齢区分がちょっとずれてはいるんですけれども、17.9%ということで八丈のほうは若干多いと、率としては高くなっております。参考までに、13歳から18歳までになりますと、78%と率は上がっております。国の接種率は74.6%となっております。

次に、2番の保育園の予防対策についてですけれども、保育園のほうとしては基本的な対策となっております。登園時の手指の消毒、毎日の消毒、おもちゃ等の消毒、あと飛沫対策としての歯磨きを中止、あとタオルの持参をやめて、園でペーパータオルを用意して、そ

れを使っていると。あと、給食の取り方の工夫として、正面の向かい合わせをしないような、そういう工夫もしております。また、健康連絡ノートによる毎朝の体温の確認等を行っております。

3番の判定キットの配布、活用についてですけれども、こちらについては令和3年10月にPCR検査キット30個の配布がされております。この配布の目的なんですけれども、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない、そういった場合に実施するという事でやっております。当然、保護者や職員の同意に基づく任意のものとなっております。検査の受付期間が令和3年10月から12月28日で、この期間は検査対象者がいなかったもので、実際は使用はされておられません。

4番の検査キットを今後使用するかについてですけれども、こちらについてもちょうど先日、都のほうにPCR検査キット30個の配付の調査が来たので、そちらについて今依頼をかけております。当然、使用する場面があれば活用していきたいとは考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） それでは、沖山恵子議員のコロナ関連の2番目以降の小・中学校に関して回答いたします。

まず、小・中学校の予防対策ですが、新型コロナウイルス感染症については学校運営方針、まず新型コロナウイルス感染症については長期的な予防対応が求められており、その中で継続的に児童・生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、政府が示すガイドラインの通り、各施設における感染及び拡大のリスクを可能な限り低減した上で、授業運営を継続していくことが基本的な考えとなっております。

その中で、質問にあるように、感染対策としては基本的な感染対策、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な部分と、あと学校給食を食べる場合にはグループにならず黙食といたしますか、前を向いて食べるという対策を行っております。そのほかに、学校で児童・生徒、教職員が新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、もうガイドラインができておまして、そのガイドラインに沿って学級閉鎖や学校閉鎖を学校と教育委員会が協議をして判断することになっております。

次に、支給された検査キットの使用状況ですが、3年度においては私どものほうはPCRではなく抗原検査のキットで、それが3年度に40個配付されたんですけれども、当時は大人

の感染が主流で、そのため使用は実績はありませんでしたが、今年度は先日の離島甲子園の参加生徒、参加者に出発前と帰島後に使用しております。

今後も、児童・生徒が学校行事で上京する際に使用したり、早急な医療機関、保健所等の対応が必要な場合には、状況に応じて使用する予定でございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 水道のほうについて再質問をさせていただきます。

供給量が39万5,000ぐらい多いよということで、ただ、適正な規模だと思いますよ、経費も10年間で5,000万ぐらいしかかかりませんよということで、私の記憶が違うのかもしれませんが、旧役場庁舎の横にあるろ過施設はもっとかかったようなイメージがあるのですが、突然で申し訳ないのですが、そこでかかっている10年間の費用というのがもし分かれば教えてください。

やけに安いと、私は物すごく負の遺産になるんじゃないかなと心配していたんですけども、維持費もかからないし、一回造ってしまえば大丈夫なんですよというふうに受け取ったんですけども、既にある施設でもそのような感じなのかどうかということと、使用料88万で39万多いと、大分多いよなと思うのですが、本当に適正なのかなというか、もう少し小さくしてもいいのではないかなと思うのですが、さんざん説明したよねと、あなた予算オーケーしたよねというところで、非常に恥ずかしい話なんですけれども、再度、小さくすることはできないのかなというところでお伺いしたいと思います。

あと、コロナの検査キットの関係なんですけれども、PCR検査を40個とか30個とかという話で、100個ぐらい頂いているのかなというイメージだったんですけども、あまりなかったんだなということと、小学生に関しては離島甲子園に行くときに使ったよということで、使われているなということによかったなと思います。

この抗原検査、実は私の母が38度2分の熱を出しまして、あらコロナかしら、どうしようと思って、市販のネットで売っている抗原キットを分けていただいて判定しました。そのとき、うまく出なくて結局病院に来て陰性だよということは分かったんですけども、やっぱり抗原検査キットが有効だなというか、ありがたいなと思ったんですけども、郵送でも今後販売するというふうな国の方針も出たみたいなんですけれども、町のほうでこれを購入して、多分40個じゃ、あっという間になくなってしまうと思うので、今後活用するということ

はないのかなというのを先ほどの4番に絡ませて、今後、子供関連施設で使うことは考えていませんかということに絡めて、今後、町で購入して使うことを考えていないのかなということに関して教えてください。

あと、全体的なコロナ対策として、私個人的には保育園を閉鎖するとか、学校を閉鎖するとか全く考えていなくて、とにかく早く誰か発見してそこで抑え込むように、当初、国が日本でコロナが発生したときに徹底的に濃厚接触者を洗い出して隔離して、広げないようにということをやっていましたけれども、島でも子供に対してそういうことができたり、1人出たらば、その周りを一斉に隔離して、今隔離期間も短いですね。その間はちょっとおうちにいてくださいと、それで何でもなかったらまた来てみんなで勉強しましょうみたいな感じにできないのかなと思うんですけれども、そういうことができないのかどうか、併せてお問い合わせいたします。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

（企業課長 菊池 拓君 登壇）

○企業課長（菊池 拓君） 先ほどの大川浄水場の処理量についてお答えしたいと思います。

申し訳ございません、大賀郷浄水場の維持管理については、ただいま資料として数字を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

供給量のほうにつきましては、令和3年度の大川浄水場の1日の処理量が約1,217立米となっております。先ほどの上回った分の39万522立米を1日に換算しますと1,069立米になります。例えば施設が故障したときのことを考えると、この程度の余裕が必要であると私は考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長補佐。

（福祉健康課課長補佐 大澤知史君 登壇）

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） それでは、恵子議員の再質問にお答えします。

PCR検査キットにつきましては、30個というのは確かに量的には少ないんですけれども、上限がもう30と決まっています、30個となっております。やっぱりこの使う目的が、まず保健所による濃厚接触者の特定や、即時に検査が実施されない場合に実施するという事ですので、今のところはちょっとまだそこまで逼迫していないので、買う予算もつけていないのでないんですけれども、今後の状況を見て必要に応じて、必要であれば予算要求して購入していきたいとは思っておりますけれども、今現在は購入してということは保育園のほうで

は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） 今後の購入予定というところでございますが、私ども東京都から40個配付されておりました、それ以外に町といいますか、国の補助事業がありまして、それに200個、今まだ到着はしていないんですけれども、買っております。それを使って今年度は対応していく予定でございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） すみません、突然言ったので、10年間の町の水道、分からないよということですので、後で調べて教えていただけたらと思います。

あと、コロナ対策に対しては、抗原キット200個注文していますよということで、それをうまく使っていただければ、今物すごく島の中に広がっていて、町民がみんな何か疑心暗鬼というか、誰がかかってもしょうがないねということも含めて、広がり過ぎているので、ぜひ早めの封じ込め、次の、今第6弾でしたっけ、7弾が来るんでしたっけ、それに対しても新たなワクチンとか、いろんなことが言われていますので、ぜひそういうことに早めに手を挙げて対応していただいて、観光、大事な島ですので、八丈に行ったらコロナに感染したよと言われぬように、今までは観光客が持ってくると言われていましたけれども、今は逆に観光に行ったら島でかかって帰ってきちゃったって言われてもしょうがないぐらい島の中も蔓延していますので、八丈島は安全・安心な島ですよと言えるような対策をこれからもやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 答弁よろしいですか。

---

◇ 山 下 巧 君

○議長（奥山幸子君） 8番、山下 巧さん。

（8番 山下 巧君 登壇）

○8番（山下 巧君） 2点質問いたします。

1点目は無電柱化に伴う道路交通環境の整備、2点目はアリ被害の対策について。

まず、成熟した近代社会、観光地においては安全な交通環境の整備はますます重要となり

ます。八丈島はすばらしい道路整備が進んでいるものの、二輪車にとっては安全に通行できる環境にありません。今後、八丈島は無電柱化の拡幅工事も実施されますので、この機会に二輪車レーンを道路設計に取り入れていただきたい。

現在、空港通りは、二輪車スペースとは言わないそうですけれども、確保してありますが、既存道路の多くは道路縁の砂やごみの上と側溝を走るため、極めて危険です。通勤、通学、観光、サイクリング、郵便配達従事者にとって、とても二輪車レーンを設置することは重要案件と考えられます。災害時には車両駐車、避難スペースも確保することができますので、道路と植え込みのバランスを調整し、将来二輪車レーンのある交通環境を整備していただきたいというふうに思っております。

次に、数年前から大量のアシジロヒラフシアリが見受けられ、農産物や家屋、住宅内の電気配線、家電に入り込み故障の原因にもなっております。また、電線、電気機器のショートにより、ぼや火災の重大な原因ともなっており、その危険性は問題となっております。

一昨年、町では専門業者にアリ駆除の実証実験を行いました。その結果による今後の対策、取組についてご説明をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

（建設課長 瀬筒国治君 登壇）

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、8番、山下議員の質問の1番目、無電柱化に伴う交通環境の整備についてという質問にお答えしたいと思います。

まず、ご質問にある今後、八丈島は無電柱化の拡幅工事も実施されますのでという内容につきましては、八丈町の無電柱化事業における拡幅工事は計画にありませんので、都道の無電柱化事業のことであるという認識の上での回答とさせていただきます。

また、現在、空港通りには二輪スペースを確保してありますがという内容につきましては、東京都八丈支庁に確認したところ、二輪スペースの確保はないということでした。ただし、この区間の歩道については、自転車歩道が通行してよい区間である自転車歩行者道となっているとのことでした。

二輪車が安全に通行できるための将来に向けた二輪車専用スペースの整備に対する八丈町としての考えはとのご質問ですが、現在のところそのような計画はありませんので、今後、対象とする二輪車が普通自転車なのか、原動付自転車なのか、また、専用の通行帯が必要なのか、それとも道路交通法の周知を目的とした自転車ナビマーク等の標示のみでよいのかなど、関連法令を確認し、具体的な区間についての要望があれば、東京都の道路整備計画も踏

まえながら検討してまいりたいと思います。

その上で、二輪車専用スペースを設置するかどうかは、対象区間、対象箇所に対する交通規制の話となるため公安委員会の所管であり、そちらでの判断となりますので、よろしくお願いいたします。

また、ご質問の中で、既存道路の多くは道路端の砂やごみの上と側溝を走るため極めて危険ですという内容につきましては、特にごみの上を走らなければならないような具体的な危険箇所をご指摘いただければ、可能な限り対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

回答は以上です。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） 私のほうからは、8番、山下 巧議員の2つ目の質問について回答させていただきます。

アシジロヒラフシアリの対策につきましては、一昨年令和2年、9番、岩崎由美議員の12月議会時の一般質問への回答と重複する部分がございます。令和2年8月、専門業者ではなく町職員と檜立地域住民の協力の下、1世帯当たり20個の市販のベイト剤、いわゆる毒餌を20掛ける約400世帯等の計8,000か所設置する一斉防除試験を実施して、その結果を報告していただきました。その結果は、ベイト剤は70%以上の方から、アリがよく食べていたと報告されたものの、アリの数が減少したと回答した方は20%にとどまりましたので、アリの生息数に対して市販薬ではいい結果が得られなかったこととなります。

昨年度の令和3年度は、都立大学、国立森林総合研究所の専門家の指導、協力による嗜好性調査や薬効調査の結果を基にして開発した半液体状の薬剤、ハイドロジェルベイトを用いまして、5月、7月、9月に再び檜立地域の住民のご協力による防除試験を実施し、全3回の平均で72%の世帯で、アリの減少の効果があつたとの回答を得られました。ただし、約2か月置き防除では、所によってはアリの数が回復してしまうこともございましたので、本年度はアリの活動期となる4月から9月までの月1回の計6回、地域も檜立、中之郷、末吉の坂上全地域に拡大して、現在防除試験を実施中でございます。

4月から8月まで既に実施済みで、9月下旬のあと1回を予定しておりますが、8月に実施した1回目のアンケート結果では、効果ありが86.6%との結果を得られております。来年度の令和5年度は、9月広報の折り込みチラシでもご案内のとおり、三根、大賀郷地域にも拡大し、全5地域で本年度と同様な方法で実施するため、三根、大賀郷それぞれの振興委員

会議で説明の場を設けていただいて、地区ごとの参加を募っている最中であり、その結果の希望数量を積算し、3月議会の来年度予算でご審議いただきたく存じます。

アリ対策は多くの地域で一斉に実施することでより効果が上がりますが、地域の皆様のご協力を前提としておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 8番。

（8番 山下 巧君 登壇）

○8番（山下 巧君） まず、道路の改修といいますか、大体20年、30年で道路って直していくものだと思うんですが、あと町道については歩道もまだろくにできていないところもいっぱいあります。

道路というのは、どうしても端っこのほうにごみ、砂がたまると。その掃除ができていればいいんですけども、風とかでできないところも多い。そういうところを二輪車が走ると滑りやすいと、これはもう怖いとしか言いようがありませんけれどもね。今後、電動アシストとか車椅子とか電動車椅子、そういったものも増えてくることと、それから、電動キックボード、これは原付と同じ扱いだそうですけども、これらの新しい乗り物が通行しやすいように考えてもらいたいということを申し上げたいわけです。

それと、アリの薬なんですけれども、ヤスデに関しては、コイレットは大分前から配布されておりますけれども、1世帯に1個というと、島の場合はよく自宅があつて母屋があつて納屋があつて物置、あと農業作業場、1つの世帯にたくさんの家屋を持っている。そして固定資産税を払っているわけですね。だけれども、そこでも1個しか駄目ですよということになると、足りない人もいますし、あるいはうちにはヤスデ来ないから要らないよという人もいます。その辺の調整もしていただければいいなと思います。

それと、アリについては9月の広報で坂下地区にも配布してくれるということなので、その結果を楽しみにしておるところです。ぜひこっちのアリの薬も希望を取ってということなので、多分アリ被害の多いところはたくさんもらえるというふうに解釈してよろしいんでしょうかね。

以上、これらちょっと補足説明をお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 1番の質問に対しては答弁を求めますか。

（山下（巧）議員「これは要望しかないですね、1番に関してはね。課長、精いっぱい言ったと思うんですよ」の声あり）

○議長（奥山幸子君） では、住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） それでは、2番目の質問にご回答させていただきます。

この後の9番、岩崎由美議員の一般質問の回答と重複する部分もございますが、まず1.8リットル入りのパックを各進行委員の方に各世帯等に配布していただいて、各世帯ではそれを家屋周りへ、アリの活動動線となるようなところにスプーン1杯程度ですと、70から80か所ほど散布して、アリに食べさせる方法で実施中でございます。その希望につきましては、我々ではなく各振興委員の方が中心となって各地区でやっていただくということになってございますので、当然各世帯で物すごい家屋、土地をお持ちの方、家屋数もいっぱいというようなことであれば、各振興委員の方とご相談していただければ、当然数量の増減は可能かと思いますが、我々が今募集しているのは各地区、例えば西見1、西見2、西見3ということで大賀郷、例えば西見について3地区ございますが、そういったところの地域で我々の地区はやるんだよというような希望調査を今募っているところでございますので、各地域の方の一住人の方の要望に従って、我々は現在行ってございません。というのは、薬機法上、本来あるその物質の使い方ではない実験というような形でしか今はやれないと。ヤスデのコイレットはもう薬機法上、遵守されておりますので、ああいった形で配布できるんですが、今現在は、我々は実験という名の下でしか展開できないということをご理解願いたいと存じます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 8番、よろしいですか。

---

◇ 山 下 則 子 君

○議長（奥山幸子君） それでは、3番、山下則子さん。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） 山下則子です。

私のほうからは、マイナポイントの恩恵を全ての人にとということと、コンタクトレンズ購入のために処方箋の発行をという2点でお伺いしたいと思います。

マイナンバーカードとマイナポイントについて、以下の2点を伺います。

1、現在の八丈町のマイナンバーカードの普及率と、普及を促すため町はどのような努力をしているのか伺います。

2、障害者や認知症の方がマイナンバーカードにキャッシュレスサービスとのひもづけを

するとき、電子マネーなどのキャッシュレスサービスを持っていない場合、ポイントを受け取るにはどうすればよいのか伺います。

コンタクトレンズ購入のために処方箋の発行をとということで、中高生がコンタクトレンズを作りたいとき、簡単に上京できないので処方箋を発行していただきたいのですが、町立八丈病院では発行していただけません。私立眼科、個人での個人経営の眼科のない八丈町なのですから、考慮していただきたいと考えますが、町の見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） それでは、私、3番、山下議員の1つ目の質問、マイナポイントの恩恵をということのご回答をさせていただきます。

まず、個人番号カード、通称マイナンバーカードの目的は、国が行政の効率化、利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤を構築することであり、マイナンバーの交付事業は平成28年1月から始まってございます。

1つ目の質問についての回答となりますが、八丈町のマイナンバー普及率は7月末現在で38.6%、全国平均が45.9%、全国の町村平均が41.5%となっており、町の38.6%は平均より低い数値となっております。

マイナポイント事業の主な目的は、マイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の浸透等となり、2020年1月1日から第2弾が開始となり、6月30日からはポイント還元の申込みも始まりました。

ご質問にあるマイナポイントを受け取るための条件としてマイナンバーカードが必須となりますが、八丈町ではマイナンバーカードの普及促進のため、町長本人による官公庁連絡会等での推奨活動を実施しているほか、住民課窓口では、スマートフォンに精通せず、マイナポイントの予約や申込みが困難な方に対して、丁寧に設定のお手伝いを実施してございます。

2番目の質問の回答となりますが、マイナンバーカードを保有しているが、キャッシュレス決済サービスの手段がない方は、障害の有無にかかわらず、マイナポイントをひもづけすることはできないとの回答となります。

次に、マイナンバーカードの取得に際しては、肢体不自由等の場合、委任等による代理申請の制度はございますが、認知症等の疾病で本人の意思が確認できない場合、町職員がお手伝いできないことになっております。

高齢者の方も含めて、ご家族所有のスマホ機器でマイナポイントのひもづけが可能な一方、マイナポイントを受け取ることを目的として、高齢者の方が新たな決済手段を取得することは、様々な考え方があろうかと存じます。

町として、新たな個別のキャッシュレス決済サービスの選択に関することは、個人に関することですので、ご案内することは困難です。

また、本9月議会の一般会計補正予算において、スマートフォンが対応していない、対応するカードリーダーがない方などに対して、マイナンバーカードとマイナポイントをよりひもづけするシステム機器を計上し、窓口でのサービス向上を図ってまいりますので、議会の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で回答となります。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

（病院事務長 菅原宏幸君 登壇）

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、山下則子議員の、コンタクトレンズ購入のため処方箋の発行をということで、質問に回答させていただきます。

まず、当院での眼科外来について説明させていただきます。

先ほどの山本議員と重複するんですが、眼科外来は月4回、年48回の診察をしております。昨年度の患者数ですが、年間2,560名、1日平均50.2名の診察を実施しております。

質問の回答ですが、当院では多くの患者様を診察しており、先ほどの山本議員の回答と重なりますが、これ以上に診察日を増加させるには、ほかの臨時診療等もあり、看護師等の配置が厳しい状況であります。したがって、現状ではコンタクトレンズの処方箋発行は考えておりません。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 3番。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） 何かね、病院事務長、そんな悲しいこと言わないでもらいたいですけどね。たしかもう人数が多いから切られちゃうってね、ちょっとかわいそう過ぎませんかと思うんです。

コンタクトレンズでいえば、コンタクトレンズって高度管理医療機器というふうになっているんですけども、ネットで検索すると、必ず眼科医にご相談の上、検査、処方を受けてお求めくださいと書いてあったり、あと自分に合ったレンズの度数やサイズなどの数値を調

べる必要がありますよと書いてあるんですね。

また、ネットなんかではコンタクトレンズの販売に関して、処方箋は不要ですというところもあるんですね。なくても買い求めることができるということなんですけれども、ただ、国民生活センターでは、コンタクトレンズの購入に処方箋は不要ですが、大切な目のトラブルを防ぐためにも、眼科で診断を受けた上で購入したほうがよいというふうに書いてありました。

年間の受診者数もう物すごいので、ちょっとそこまで手が回らないという回答だと、これからの学生さんたちは、じゃ、もう全然駄目なのかと、本当に悲しくなってしまうと思うんですね。基本的な問題は、眼科が月4回ある、その4回以上は増やせないというところを何とか増やすことはできないかと、いいほうに考えていただきたいということなんです。もうこれだからもうしょうがないよというんじゃないでね。

中高生の悩みは、私が若いときというか、そういうときは眼鏡というのもいじめの対象になったりとかするようなことがありましたけれども、今の時代というのは、反対に考えると、目がよくても眼鏡をかけて、ちょっとそれはファッション的なもので、度数が入っていなくても使えるというような感じで、ファッション的な面で眼鏡を使う方もいらっしゃいますけれども、ただ、例えばスポーツで、野球で眼鏡をかけるよりかは、スポーツ用の眼鏡もあると思うんですけれども、それよりかは、もうコンタクトにして、動きをさっと見極めたいという、そういう生徒さんもいらっしゃるわけなんです。

そうすると変な話、もうネットで、じゃ、何にも処方箋ないからそれ買っちゃえばいいのかとなるとね、後々もしそれをつけて、目の何か角膜炎みたいな、そういうような問題が起きた場合に、どうにもならなくなってしまったら、だんだん失明の可能性もあるかもしれないし、これからの未来を担う若者たちが安心して目の生活できる、普通に学生生活を送れるアイテムとして、コンタクトレンズというのは必要なのかなと考えているところなんです。なので、看護師さんが足りなくて、ちょっとこれ以上の診察は無理ですというのであれば、それを何とか増やす方向を考えるべきではないかなと思うんですね。

あとマイナンバーカードのほうなんですけれども、じゃ、障害を持っているとか、あと高齢になっちゃって、そういう決済手段がなかったら、マイナポイントというか、そういう恩恵を受けられないのかということも問題なんじゃないかなと思います。

マイナポイントというのは、マイナンバーカードの普及と、あと消費の活性化という面でも使われていると思うんですけれども、その前にマイナンバーカードの普及率が八丈町は

38.6%というのもちょっと衝撃という感じがしました。なぜこの数なのかなというのを町はもうちょっと考えるべきなのではないか。

先ほど全国平均は45.9%ということでしたけれども、全国の町でのトップというのは福井県の池田町ですかね、72.9%、もうマイナンバーカードが普及しています。それに比べたら本当に半分近くの普及率なのかなと思いますね。マイナンバーカードを取得するだけでもポイントがつくんですけども、これから健康保険証として使えたり、あと公金の受取口座の登録で、全部で最大2万円分のポイントを付与するということなんですけれども、まずはこのマイナンバーカードを、今月、9月末までに取得しないと、このマイナポイントまでに行き着かないんですよ。なので、大分あの日がちが迫っているんですが、八丈町では電子決済の手段を持たない人のために、例えばポイント分を500円ずつの金券にして、八丈町の全ての商店や小さいところも含めて、そういうところとか、あとカフェとかの飲食店などでも使えるようにすれば、全部の人が、子供からお年寄りまで全ての人が使える、そういうものに変えるということはどうなのかなと、町でも考えてみませんかと思うんですけども、いかがですか。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） 2番目の質問にご回答申し上げます。

今、9月末までということですが、我々がやっているのはマイナンバーで、経産省がやっているのが、おっしゃった経済活性化のためのマイナポイントの多分事業費を計上して1兆4,000億ですか。まだ4割ぐらい残っておるということで、それが9月末が延長になる見込みではないかというふうなことで、ニュースでも載ってございましたが、まだ正式な決定は、今現在私どもには下りてございません。

我々住民課が所管するのは、マイナンバーカードの当然交付事業を実施する主管課でございまして、おっしゃるように我々の町村より高い、おっしゃっていたところが、町村では新潟県、何とお読みするか分からないんですが、85.5%のところもございます。

マイナポイントではなくてマイナンバーカード自体の普及に対しては、河野デジタル大臣も昨日ですか、申し上げたとおり、マイナポイント等の事業では、ひもづけすることは邪道で、運転免許証とかいった形で、必ず国民一人一人に必要なカードになるというようなことが王道ではないかというような発言をされていたかと存じますが、そういったことで、マイ

ナンバーカードが、我々としては、マイナポイントのためのマイナンバーカードではなくて、マイナンバーカードはやはり国民一人一人に必要なカードであるというような本当に王道の施策で持っていくことが望ましいことではないのかなと存じます。

先ほど、マイナポイント事業の関連づけた経費の計上というようなことについては、ちょっと私ども住民課所管では考えてございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

（病院事務長 菅原宏幸君 登壇）

○病院事務長（菅原宏幸君） 再質問についてお答えします。

先ほど言った、確かにこの患者数、日数も増やせないのかということのを考慮しろということなんですが、実際12科を1か月でやっております。昨年9月に耳鼻科のほうを3日間増やした経緯、あと精神科のほうも11月から増やしてはございます。ただ、この眼科に関しましては、なかなかちょっと増やすということが、このつく看護師、あとは補助者、大体5名程度がつかないと回らないので、現実としてやはり配置が難しい点がございます。

また、先ほど議員が言われたとおり、中高生にコンタクトというと、やはり病気、確かにつけ外しとか管理、それがちゃんとできるのかとなると、そこも厳しい面があると考えます。

あと、優美堂さん、確認したんですが、眼鏡なら検眼で作れるということなので、中高生でしたら、ファッション的なあれもあるとは思いますが、本分は勉強だと思いますので、眼鏡を推奨していただければと思うんですけども、これは私の私見になりますけれどもというところになります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 3回終わりましたね。

じゃ、3番さん、いいですよ。

ここで休憩にいたしますが、先ほどの才議員の件なんですが、今日の2便でお骨がこちらに届くようになっていまして、夜7時に長楽寺のほうにお届けすることになっているそうなので、6時まではお焼香ができるように地域の人が整えてくださっています。駐車場があまりないので乗り合いでお願いしますと言われていたんですが、お時間がある方は行っていただけたらと思います。

（浅沼（憲）議員「今の乗り合いの話なんですが、車を、三原小学校のあおぞらの駐車場を使ってもいいですかと。そうしていけば、別に乗り合いじゃなくても、ここで行けると思うんです」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 分かりました。

（浅沼（憲）議員「役場で大丈夫ですか。あおぞら保育園駐車場をちょっと使って」「長楽寺の前の……」「自宅で焼香するというから、大丈夫ですかね。使ってよければ」「あおぞら保育園の駐車場」「焼香だからそんなに時間かからない、ぱっぱと」「自宅が……」「だから、小学校の体育館の裏のほうだから、道の反対側」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご自宅に用意してくださるそうです。6時まで。

（浅沼（憲）議員「お香典は頂かないので持参しないようにと言われてます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） それと服装は今のような感じのままでいいということなので、よろしくをお願いします。

では、1時まで休憩といたします。

（午前 11時36分）

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 岩 崎 由 美 君

○議長（奥山幸子君） 9番、岩崎由美さん。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） よろしく願いいたします。

私のほうからは、2点質問させていただきます。

まず1点目、田園空間への火入れをということで、これまでも議会でもこの火入れについては何度か話題になっています。規制によって、一般的に実施するのは、今なかなか難しい状況です。

今回、ちょっとこの質問をしようと考えたのは、最近八丈島で、もう僅か1か所となった田んぼですね。ここに何度か通い、地元のいろいろ農業を教えてください方とお話をする中で、やはりこういう伝統的なことは大切ではないかというところで、この質問をするに至りました。

火入れや野焼きについてネットで調べれば、火災のリスクはもちろん、不完全燃焼のため

ばい煙を発生させたり、PM2.5の粒子は、それを発生するPM2.5は毒性を持つとか、ダイオキシンが発生するとか、また呼吸器疾患をはじめとした疾病リスクを高めるという、マイナスのことがたくさん書かれています。

しかし、火入れというのは、窒素飢餓を防いだり、病虫害、今、農薬をまいちゃえば簡単に虫が死ぬかもしれないんですけれども、それによらない火入れによる病虫害の防除など、プラスの効果が期待されていると言われていています。また、八丈町火入れに関する条例によって定められる手続を踏めば、火入れが可能な状況ですね。

かつては普通に行われてきた、このような伝統的農業技術を継承することは、大変重要なのではないかと私は考えます。都会ならいざ知らず、八丈島のような環境では可能ではないでしょうか。例えば、宮崎県のある小学校では、学校の体験授業の中で野焼きを導入しています。

そこで、現在あるホテル水路のあの周辺、あそこはもう農薬を使っていないと思いますけれども、あそこで、あの田んぼで田植えや稲刈りの体験授業に加えて、火入れを実施してはいかがと考えますが、どうでしょうかというのが1点目です。

あくまでも小規模、ばんばん燃すようなものではなくて、小規模、どうやってあいつた野焼きをコントロールするとか、そういうふうな体験的な機会を私たちも継承したいなと思いますし、今ここに、議場にいらっしゃる中で、野焼きをした経験のある人というのはどんどん少なくなって、そのうち誰もできなくなってしまうというのも非常に危惧される問題でありますので、この問題を1点目に質問いたします。

2番としては、アシジロヒラフシアリ駆除による環境への影響はということで質問いたします。

先ほど8番議員の巧さんも、アシジロヒラフシアリの問題を質問されていましたが、この種については、もう島のほとんどの住民が頭を悩ませている。みんなそうですよね。頭を悩ませている問題です。駆除できる方法があるのなら、もう徹底的に薬剤を散布したいというのが、そういう住民感情は十分に理解できるものです。

この間も読売新聞だったかな、この薬剤開発の問題がマスコミにも紹介されていましたが、大学との連携による共同研究や散布の実証実験について、現在やっているという状況です。

アシジロヒラフシアリの駆除については、私も令和2年第四回定例会で質問しています。今年度は坂上地区全域でベイト剤を配布し駆除を実施し、来年度以降は坂下地区を含めた島

内全域で駆除の実証実験を行うと伺っています。先ほど送付のお話がされました。

先日、この件について意見を募集するチラシが広報の折り込みにも入っておりまして、私もそれを見ました。この中で小さな2つの質問をします。

そのうちの(1)具体的な薬剤の種類、配布方法、散布方法はどのようになっていますか。

小さな2番、前回の回答では、できるだけ在来種の影響がないようにしたいということでしたが、ハチジョウノコギリクワガタなど地表徘徊性の在来種などへの影響はどのように把握されていますか。これについてお伺いいたしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 大川和彦君 登壇）

○産業観光課長（大川和彦君） それでは、9番、岩崎議員の質問に対して回答させていただきます。

ご質問の内容の火入れと野焼きというのは全く別の行為となりますので、質問にあります火入れについて回答させていただきます。

結論から申し上げます、田園空間の田んぼで火入れを実施するという考えはございません。火入れというのは、土地を肥やすために野山に火を放ち枯草などを焼き払うという認識でございますので、既に開墾されている田んぼで火入れを行うということはないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） それでは、私、9番、岩崎由美議員の大きい2項目めについてお答え申し上げます。

アシジロヒラフシアリの対策としましては、8番、山下 巧議員の一般質問の回答と重複する部分がございます。質問の1つ目の回答といたしまして、小さい質問の1つ目の回答といたしまして、本年度は檜立、中之郷、末吉公民館で各婦人会の協力の下、昆虫類には強い神経毒性を有するが、脊椎動物には作用しないとされるネオニコチノイド系のチアメトキサムという物質をホウレンソウの残留基準値として認められている10ppmと同数値となりますが、砂糖を含んだ水で10万倍、0.001%に薄め、高分子ポリマーでジェル状にし、1.8リットル入りのパックを各振興委員等により各世帯等に配布し、各世帯ではそれを家屋周りでア

りの活動動線となるようなところにスプーン1杯程度で70から80か所ほど散布して、アリに食べさせる方法で、アリの活動期となる4月から9月までの月1回の計6回、現在防除試験を実施中でございます。4月から8月まで既に実施済みで、9月下旬のあと1回を予定しておりますが、8月に実施した1回目のアンケート結果では、効果ありが86.6%との結果を得られております。

小さい2つ目の回答となりますが、本年度の5月下旬と6月下旬の第2回と第3回目の薬剤配布時期がコクワガタやハチジョウノコギリクワガタ等が活発に活動する時期と重なったため、同薬剤の誤食により死んでしまった事例が報告されました。その対応といたしまして、町では専門家の知見を得ながら対策の実証実験を実施し、7月の薬剤配布時にクワガタ類の誤食防止方法のご案内を同封して全世帯に配布いたしました。具体的には、ジェルベイト剤を容器に入れ、水切りネットをかける等となります。このご案内は来年度の坂下地域でも配布する予定でございます。

来年度の令和5年度は、9月広報の折り込みチラシでもご案内のとおり、三根、大賀郷地域にも拡大し、全5地域で本年度と同様な方法で実施するため、三根、大賀郷、それぞれの振興委員会議で説明の場を設けていただいて、地区ごとの参加を募っている最中であり、その結果の希望数量を積算し、3月議会の来年度予算でご審議いただきたく存じます。

アリ対策は、多くの地域で一斉に実施することでより効果が上がりますが、地域の皆様のご協力を前提といたしますので、引き続きご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） ご回答ありがとうございました。

火入れについては思ったとおりの回答で、今は仕方がないのかなというふうな思いです。ただ、いずれ何らかの方法で、そういったことに賛同してくれる人たちと一緒に、今後検討していきたいなというのが私の思いです。

この1番については、大体町のご意見が伺えたのでいいです。ありがとうございました。

さて、このアシジロヒラフシアリの駆除の件なんですけれども、今、課長のほうから薬剤の種類について教えていただきました。この薬剤の種類は、ネオニコチノイド系殺虫剤の一つであるチアメトキサムですね。チアメトキサムとされています。

ちょっと伺ったところによれば、アリがそこで即死しては困るので、巣の中にそれをアリ

ンコが背負って、それを巣の中まで持って行って拡散するようなためにも、通常の成分、業務用より大分薄くなっていると伺っています。

しかしながら、先ほど人畜には無害だと、昆虫類に影響があるけれども人畜には無害だというお話をされていましたが、欧州委員会は、このクロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサムを主成分とするネオニコチノイド系の薬剤について使用を禁止しています。これは1つには、ちょっとヨーロッパのほうで相当問題になった、ミツバチに相当影響があるということで禁止されたり、また、2017年12月には日弁連で新規ネオニコチノイド系の薬剤の使用禁止する意見書が出ています。

住民の方から、散布は任意ということなんですが、地域によってはみんなどこにでも配って、まきたくないところまで薬が回ったり、あとは、例えば長期不在にしているうちに、希望もしていないのに、親切な気持ちだろうと思いますけれども、振興委員の人がまいていっちゃうというような話も伺っています。

この薬剤については、散布が任意であるということは、はっきり皆さんに指導というかお伝えしてほしいなと思うんですが、そのあたりは、まずいかがでしょうかという点。

それから、先ほど在来種についてはどのような指導をしているかというのと、入れ物の上にネットをかぶせて、在来の昆虫が入らないようにという指導をしていると伺いました。それは各自がやることなのか、本当であると容器も、役場がこうしたらほかの生き物が死なないで済みますよと言って、やっくださいねと言うのではなく、役場のほうでそういった容器なり、薬屋さんでよく売っているのは、緑のケースの中にアリンコだけが入るようになって、餌を持っていくような仕組みが、ああいうものを用意してもらえないかなというのが1つあります。

この辺について、今2点、任意であるということを徹底してほしいということと、そういった容器が役場のほうで用意できないかという2点についてお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、任意かどうかということですが、任意でございます。来年度、地区での参加も任意で、その地区の中で私は要らないよということであれば、それは振興委員さんに言っていたければ、そのお宅には配らないということになろうかと存じます。

次に、クワガタムシの誤食を防ぐための用紙としまして、こういった形で、見にくいんですが、これをあの容器と一緒に、三つ折りだったか四つ折りだったか、ちょっと失念しましたけれども、一緒に配ってございます。一応、この中で、特にご協力いただきたい方ということで、全世帯ではないんですね、やはり。クワガタムシをよく見かけるご家庭、森林に近い場所及び樹木の多い場所のご家庭ということで、こういったご家庭の方にご協力願えないかということでございます。

ジェルベイト、誤食防止に有効な方法ということでジェルベイト、小さめの容器に入れて設置する。容器に水切りネットや鉢底ネットをかけるとさらに効果的、軽い容器は風で飛ばされないように、小石などを載せるというような文言のご案内をしております。

これを全てのご家庭に対して、我々がその専用容器を開発するというようなことはちょっと、申し訳ございませんが、マンパワーの関係もございませし、予算の関係もございませし、実質的に住民の方のご協力を願えないことには、この実証実験が行えないのが現実でございますので、その旨は承れないということで、そういうふうなターゲットとなるようなご家庭の方に、申し訳ないんですけれども、ご足労を願うということが私ども八丈町の立場でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） 失礼いたしました。私、読んでいなかったもので、そういう容器があるというのは存じ上げませんでした。失礼いたしました。

そういうふうな指導の下にそれをやっていらっしゃるということで、できればたくさん用意していただければ、それはいいかと思うんですが、予算がない、難しいということで、それは簡単に住民の自分でも作れるようなものということでよろしいでしょうか。まず1点。

それから、このネオニコチノイド系農薬については、その危険性については、多少であっても非常に生き物にとって悪影響があるということが分かっています。ただ、あまり悪影響があるということを恐れて、アリをとにかく減らしていくということは住民にとっての悲願でもあるので、この辺のバランスは非常に難しいかなとは思っています。

塗布の方法、散布の方法を読むと、おうちの周りにスプーンでこうやって置く方法と、家の周りの樹木への塗布という項目というか、塗布をしてくださいというふうにも書いてありました。

まず、ほかの昆虫に影響がないように樹木への塗布は、私は現実的にやめたほうがいいの

ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

大発生するというのは、物が入って大発生するというのは、島嶼という限られた環境の中に外敵がないことが大きな理由の一つなんですね。将来的に競合する種が出てくる可能性もあります。先ほどの樹木へ塗布して、その辺の昆虫が全部死んでしまえば、将来的に競合するような種も死んでしまうのではないかという懸念があります。

外来種、今までもいっぱい入っています。古くはサツマゴキブリとか、リュウキュウツヤハナムグリとか、この辺はあまり、たくさんは増えたんですけども、我慢できる範囲というか、かもしれない。だけれども、近年ではヤンバルトサカヤスデとか、これも大変な騒ぎで、コイレットをまいているわけですけども、それから一番最近ではセグロアシナガバチですよね。これが入ってきて、年々分布域が拡大して、刺されている人も結構増えてきているように思います。

入ってきたら駆除をするという、これの繰り返しでは、島も薬だらけになっちゃうかもしれない。随分前にレイチェル・カーソンという人が「沈黙の春」という書物を書きました。これは当時のDDTに対する警告の書でもありましたけれども、入ってきて薬をまくということ繰り返すのではなく、これも私、何遍もお願いしているというかお話ししているんですけども、今後まだまだこういうのが入ってくる可能性もある。だから、外来種をなるべく入れないような工夫、大島にはスズメバチが入ってきたという話を聞いていますけれども、なるべく外来種を入れない工夫、例えば竹芝棧橋で植木とかを燻蒸して入れるとか、そういうことをやっぱり島嶼間で協力してやっていく必要が、今後あるのではないかと思います。これについて、ぜひとも方針を教えてほしいという、どういうふうなお考え方かご教示いただければと思います。

そしてもう一つ、最後に、このアシジロヒラフシアリの実験はいつまで行うのか教えてください。撲滅というか、今後、例えばその薬が開発されて、それが効果があるといえれば市販されるかどうか、そのあたりについても教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） 再々質問についてお答え申し上げます。

まず、容器は役場で用意しているのではなくて、ご案内しているのは、例えばプリンやゼリーのカップ、小瓶、ペットボトルの底の部分、小皿など身近なものを利用ということでご案内してございます。役場で用意しているわけではございません。それにかけるネットにつ

いても、100円均一ショップ等で台所用の排水口にかけるようなネットをかけてくださいというようなことをご案内してございまして、役場ではご用意してございません。

2点目の樹木への直接塗布、これはやられた方は、坂上の方はご存じだと思うんですけども、雨が降ると流れてしまいますので、樹木への直接塗布というよりは、樹木のへこんだ部分で雨がかからないようなところに、皆さん、多分スプーンで置くなりしていると想像できるんですが、そこに容器を置いてネットをかけていただければ、アリ以外のクワガタ類については大丈夫といたしますか、誤食はしないだろうというふうに想像できるかと思しますので、直接塗布されているというご家庭はなかなか、雨があつたらもうすぐ流れちゃいますので、ちょっとないのではないかなと。多分、穴、くぼみ、そういったところにやられているんだったら、そこに容器を置けば賄えるのかなというふうに存じ上げます。

3点目の外来種をなるべく入れない工夫ということで、竹芝栈橋等の事例をおっしゃっていますが、ちょっと私ども、さすがにまだ、そこまでの拡大した施策として持ち合わせてございません。ただ、廃棄物行政の連絡会議等がございますので、そういうような事柄を議題の一つとしまして、島嶼部全体で今後図っていききたいなと思っております。

あと4点目、実験はいつまでということでございます。実際今1社、コイレットを開発しております殺虫剤会社のほうに、このチアメトキサムを含んだ、そういった殺虫薬を開発できないかということで依頼を申し上げたばかりでございまして、市販に結びつくかどうかは定かではございません。

実験といたしましても、来年度で一応東京都の補助事業が終わります。薬機法上、実証実験という名前でしか、そういった物質を薬剤として使用することは、同意というか認められていけませんので、いつまでできるかというのも定かではないというところでございます。

ただ、我々としては、市販薬になれば、例えばマヨネーズの容器みたいな形の容器で、ご自身でやっていただけるような形に将来なればベストかなとは思っておりますが、そこまでの商品開発の、我々の八丈町の事業として、メーカーさんが八丈町の需要4,000世帯で幾ら販売するとしても量が少ないと、ちょっと商売にならんというふうな判断も、やはりメーカーさんもあるかと思しますので、そこら辺をちょっと検討していただけないかという、そういう折衝も当然これから出てくるかと思しますので、そうすると何年先までというふうなことを具体的に申し上げることが今段階ではできないことをご理解願いたいと存じます。

以上で回答となります。

○議長（奥山幸子君） 一般質問はこれで終了しました。

---

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、承認第13号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の1番をご用意ください。書類番号の1番になります。

承認第13号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年6月22日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町一般会計補正予算。

令和4年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,658万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（和田一宏君） はい。

令和4年6月22日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いします。

歳入歳出とも項の補正額を中心に説明いたします。

初めに歳出です。

19款1項基金繰入金900万円の増、財政調整基金を繰り入れるものです。

計、補正前の額101億6,758万8,000円、補正額900万円の増、計101億7,658万8,000円。

次のページ、歳出になります。

8款1項道路橋梁費478万1,000円の増、6月11日の大雨で被害を受けたもので、災害復旧費で仮復旧を行い、土木費で補修工事を行うものです。こちらは、藍ヶ里中里線擁壁の補修工事になります。

10款2項小学校費15万5,000円の増、三根小学校の体育館扉撤去、簡易扉取付委託料になります。こちらは、扉が老朽化により危険な状態にあったため、仮の修繕を行ったものです。

11款1項公共土木施設災害復旧費411万円の増、藍ヶ里中里線災害復旧工事になります。こちらが6月11日の大雨によるものです。

14款1項予備費4万6,000円の減。

計、補正前の額101億6,758万8,000円、補正額900万の増、計101億7,658万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、承認第13号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

---

◎承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第7、承認第14号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） ただいまの補正予算の次になります。

承認第14号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月15日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和4年度八丈町一般会計補正予算。

令和4年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,958万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（和田一宏君） はい。

令和4年7月15日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

こちららも項の補正額を中心に説明いたします。

最初に歳入です。

19款1項基金繰入金1,300万円の増、財政調整基金を繰り入れます。

計、補正前の額101億7,658万8,000円、補正額1,300万円の増、計101億8,958万8,000円。

次のページをお願いします。

歳出になります。

こちららは、7月5日の大雨で被害を受けたものになります。

6款1項農林業費365万2,000円の増、玉栗農道改修測量設計委託料の増になります。こちららは、大規模な修繕が必要なため、工事は国や都の補助事業を活用して行います。そのための設計の委託料でございます。

11款 1項 公共土木施設災害復旧費628万1,000円の増、ねぎばな水壺線ほか2路線の修繕料及び橋ノ元はなた線ほか1路線の災害復旧工事費になります。

2項 農林水産業施設災害復旧費337万3,000円の増、宮ヶ路農道、鴨川林道、大里林道、次のページをお願いいたします。富士牧場線の災害復旧になります。

3項 その他公共施設災害復旧費13万2,000円の増、こちらは三原小学校駐車場の災害復旧修繕料になります。

14款 1項 予備費43万8,000円の減。

計、補正前の額101億7,658万8,000円、補正額1,300万円の増、計101億8,958万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 年々大雨が結構降るようになって、ゲリラ豪雨とか線状降水帯とか、大分いろんな被害が大きくなっていると思いますが、今回、これは町の施設の災害復旧ということですけども、結構6月はそうでもなかったけれども、7月のほうはかなり雨が降って、普通の一般の農業をやられている方の崖が崩れたとか、そういうことも結構伺っていますが、役場のほうで調査したというふうに聞いています。もちろん農地に対する補償はできないのは分かっているんですけども、どのぐらいそういった農地のほうで被害があったかというのは調査して、調査しているとしたらどうだったかというのを、分かる範囲でいいので教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） すみません。数字のほう、正しい数字は後ほど報告させていただきます。件数等も、場所、末吉のほうで農道近くが崩れたということで、畑に土砂が流入したとか、檜立のほうでも同じような事例があったというのは聞いております。件数等に関しましては、後ほど報告させていただきます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、承認第14号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

---

◎承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、承認第15号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） また、ただいまの続きになります。

承認第15号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月20日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町一般会計補正予算。

令和4年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,260万5,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億1,219万3,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(和田一宏君) はい。

令和4年7月20日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

こちらも項の補正額を中心に説明をいたします。

最初に歳入です。

15款2項国庫補助金2,260万5,000円の増、こちらは非課税世帯等臨時特別支援事業補助金になります。

計、補正前の額101億8,958万8,000円、補正額2,260万5,000円、計102億1,219万3,000円。

次のページをお願いします。

歳出になります。

3款1項社会福祉費2,260万5,000円の増、こちらは非課税世帯等臨時特別給付金2,000万円とシステム改修委託ほか事務費などの増となります。

計、補正前の額101億8,958万8,000円、補正額2,260万5,000円の増、計102億1,219万3,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

4番。

○4番(山本忠志君) 一番下の行になりますけれども、非課税世帯等臨時特別給付金2,000万円、たしかこれ1世帯当たり10万円の給付だったと思うんですけども、単純に割り算して200世帯に当たると思うんですね。これはもうちょっと細かく言うと、非課税世帯に対するものと、コロナ減収による家計急変世帯もこれに当てはまっているんじゃないかと思うんですけども、この200世帯の両世帯への内訳についてお尋ねいたします。

○議長(奥山幸子君) 福祉健康課補佐。

○福祉健康課課長補佐(大澤知史君) 非課税世帯の給付金の内訳なんですけれども、170件、こちらが非課税世帯、30件が家計急変等ということで、ちょっと件数が分からないので一応30件を計上しております。

○議長(奥山幸子君) よろしいですか。

(山本議員「はい」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

5番。

○5番(沖山恵子君) すみません。おとといぐらいなんですけれども、これもらい損ねたんですけども今からでも大丈夫ですかという話が来まして、どうなんだろうということ、もしよければ教えてください。

○議長(奥山幸子君) 課長補佐。

○福祉健康課課長補佐(大澤知史君) もらい損ねたというのは、多分令和3年度の方だと思っ  
うんですね。令和4年度は今出しているところなので、令和3年度分を2月のたしか18日付  
で出して、一応締切りが3か月ということで5月17なんですけれども、国のほうも9月30日  
までは受けていいですよというのがありますし、最長で年内いっぱい受付もいようなこ  
とが書いてありますので、令和3年度でまだ未支給のところをピックアップして、9月中に  
出せるか分からないんですけども、10月中にはもう一回、その世帯に通知文を出そうかな  
とは考えているところでございます。

○議長(奥山幸子君) 5番。

○5番(沖山恵子君) すみません。高齢の独り暮らしの方で困窮していて、周りの方がいろ  
いろ聞いたら、どうもしていないようだということで私のところに相談に来たんですけど  
も、まだ受付大丈夫だそうですよということをお話しますので、ぜひよろしく願いいたしま  
す。ありがとうございました。

○議長(奥山幸子君) 要望でいいですね。

(沖山議員「はい」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 課長補佐。

○福祉健康課課長補佐(大澤知史君) 令和3年度分については、一応未申告の方、申告して  
いない方も通知が出ているんですね。そうすると、その方は一回申告をしてもらって、非課  
税というのを証明してもらう必要がありますので、その方に申告しているかどうかというの  
を確認してほしいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(奥山幸子君) いいですか。

(沖山議員「はい」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、承認第15号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第9、報告第4号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、資料の2番をお願いいたします。

報告第4号 専決処分事項の報告について。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明、公営住宅法第32条第2項及び八丈町営住宅条例第41条第1項第2号の規定に基づく住宅明渡し請求による建物明渡等請求事件に関し、和解が成立したため、地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

1枚おめくりください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年6月27日、八丈町長、山下奉也。

裏面をご覧ください。

建物明渡等請求事件における和解の成立について。

八丈町は、建物明渡等請求事件について、相手方と下記のとおり和解した。

記。

1、期日。令和4年6月9日午後1時30分、第3回口頭弁論。

2、場所及び公開の有無。東京地方裁判所民事第16部法廷で公開。

3、和解の内容。この和解の内容につきましては、1番が、町営住宅未払分の使用料として22万6,000円の支払い義務が相手方にあること。また、2番については、支払いの方法。これは毎年1万2,000円ずつ、令和23年度に限り1万円と。3番については、支払いが滞ったときの違約金についての内容となっております。4から6につきましては、この和解が成立したことにより、この事件の内容に関する請求等を放棄する。また、訴訟費用は自己負担とする等が書かれてあります。

4、当事者。原告、八丈町。同代表者町長、山下奉也。同訴訟代理人弁護士、松本彰夫。相手方、八丈町内在住。

報告は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（金川孝幸君） 訴訟費用は各自の負担ということなんですけれども、町で負担する費用の額が分かれば教えてください。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 少しお待ちください。

建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 弁護士への委託料として67万円が発生しております。

○議長（奥山幸子君） 10番さん、いいですか。

（金川議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） それでは、ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 頂くお金より弁護士費用が高いって、みんな議員、えっと思っているんですが、そもそも何でためちゃったのかなというところだと思うんですが、お幾らの家賃を何か月ぐらいためたのかというところを教えていただければ。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 令和2年12月から令和3年3月までの住宅使用料の滞納ということとです。その金額が22万6,000円ということになっております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） では、そんなに長い間ではないのかなと思うんですが、多分住宅の家賃って収入によって変わってくると思うんですけども、1万2,000円1年間に払うということは、毎月1,000円ですよ。結構、物すごく大変な方なのか、何でこうなったのかなとも思うんですけども、どんな感じなんですか。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 滞納期間、訂正いたします。

令和2年12月から令和3年度末ですので、令和4年3月までです。ですので、令和2年度では4か月、令和3年度で12か月分の支払いを滞納しまして22万6,000円。毎月1万4,000円ちょっとの住宅使用料をお支払いしていた方ということです。

なぜこれが滞納になったかというのは、個人的な話になってしまいますので、この場での説明は控えさせていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 払えないのは個人の理由があるから、なぜ滞納になったのかは問いませんけれども、町がその場で何にもしなかったのかなというところを聞きたいわけで、以前は保証人がついたりして、払っていただけないと保証人に払ってくださいとか、二、三か月滞納したら動いたと思うんですね。水道なんかも、二、三か月滞納すると水道止めるんですよ。水止めちゃうぐらいなのに、意外と住宅の使用料は1年以上置いたのかなと。その間にももちろん交渉はしたけれども、払っていただけなくてということもあってのこういうことかなとも思いますけれども、多分そんなにはいらっしやらないと思うんですけども、1年以上そのような状態が続いたことについて、もうちょっと説明をしていただきたい。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 相手方の個人情報に関しない範囲で、可能な範囲でご説明をさせていただければと思いますが、令和2年9月分から住宅使用料、家賃の滞納が始まりまして、督促状の送付とか相手方への呼びかけ、また入居時に納付された保証金から、実はこの住宅費に充てている部分もあります。その上で、支払いの意思を確認することができない、要するに相手方の方は支払う必要がないというふうに主張したわけですね。

そういうことも含めまして、滞納家賃が3か月分たまった時点で、条例に基づいて住宅明渡請求を行いました。町としては、明渡しぎりぎりまで滞納家賃の納付相談に応じる構えていたんですけども、期限までに支払いの意思を確認できず、これ以上放置しては滞納

家賃が膨れ上がるということで、明渡請求の訴訟を行ったものでございます。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） すみません。この方の年齢ぐらいは教えていただけませんか。というのは、十七、八年の返済が年に1回しか行われぬ。さっき言ったように、弁護士が六十幾ら金かける。

回収する、和解というのは、ちゃんと払ってくれる和解と、もう半分は諦めて形上の裁判をして和解するという2つの方法があるんですね。この場合ですと、その年齢が分からなければ、高齢者であれば十七、八年ということであれば、取るという気持ちがないような和解のやり方じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） これも個人情報としてぎりぎりかもしれませんが、人はいつ亡くなるか分かりませんので、年齢とそれが直接結びつくか分かりません。ただ、六十前後ということをお考えすると、決して無理な期間ではないのかなというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） 形上、役場でこの和解という形しかないとは思いますが、思いますけれども、もし六十何万かけて20万、もし回収できない、結果ですけれども、ということをおかけるのであれば、最初からもう放棄してもいいんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。一応和解は進めますけれども、最終的には何か半分諦めているような気もするよね、六十幾つで、70、80近くまで生きて回収できるという。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 住宅を使っている以上、使用料は払っていただくというのが、この住宅を使っている方に対しても公平な判断であると思っておりますので、放棄という選択肢はありません。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

（浅沼（憲）議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で、日程第9、報告第4号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、同意第5号 八丈町教育委員会委員の任命の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、書類番号3をお願いします。

同意第5号 八丈町教育委員会委員の任命の同意について。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

八丈町教育委員会委員の任命の同意について。

下記の者を八丈町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所。東京都八丈島八丈町大賀郷2284番地。

奥山恵美、昭和39年5月11日生まれの58歳です。

説明。

八丈町教育委員会委員茂木 清氏が令和4年10月9日で任期満了となるため、任命するものである。

次のページをお願いします。

裏面のほうが奥山恵美さんの略歴になっておりますけれども、朗読のほうは省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第10、同意第5号 八丈町教育委員会委員の任命の同意については、原案どおり同意いたしました。

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(奥山幸子君) 続いて、日程第11、議案第47号 令和4年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

- 企画財政課長(和田一宏君) 書類番号の4をお願いします。

1ページのほうをお願いします。

議案第47号 令和4年度八丈町一般会計補正予算。

令和4年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,777万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,996万3,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

- 企画財政課長(和田一宏君) はい。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、変更となります。

起債の目的、ごみ焼却施設建設事業、限度額6億2,270万円を、過疎債の上限額が設定されたため、4億9,400万円に1億2,870万円減額いたします。

臨時財政対策債6,000万円を、国の配分額が決定されたため4,113万4,000円に1,886万6,000円減額をいたします。

合計、限度額10億3,900万円を8億9,143万4,000円に1億4,756万6,000円減額いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額を中心に説明します。

最初に歳入です。

1 款 1 項町民税1,410万1,000円の増、個人分の増額となります。

3 項軽自動車税68万6,000円の増、種別割の増額となります。

10款 1 項地方特例交付金235万7,000円の減、こちらは国の決定によるものです。

11款 1 項地方交付税 1 億1,758万2,000円の減。こちらは、当初は3.5%増で国から示されておりましたが、4.4%の減となったため大きな減額となっております。

14款 2 項手数料46万2,000円の増、じん芥処理手数料の増となります。

15款 2 項国庫補助金364万2,000円の減、総務費関係で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は208万2,000円の増ですが、農林水産業費で新規就農者経営発展支援事業補助金が575万円減となっております。こちらは施設整備分が減となります。

16款 2 項都補助金 1 億8,252万円の増、総務費関係では、島しょ山村地域移住支援事業補助金が622万5,000円、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業補助金が 1 億2,280万円、農林水産業費では、山村離島振興施設整備事業補助金が2,171万5,000円、島しょ地域農業DX推進事業補助金が400万円、島しょ漁業振興施設整備事業補助金1,449万円、商工費では東京都生活応援事業費補助金907万7,000円、土木費では市町村土木補助が1,000万円、住宅費のほうで公営住宅整備事業補助金が100万7,000円の増となっております。

一方、減となりましたのは、民生費では高齢社会対策包括補助事業補助金が316万円の減。こちらは、敬老会の弁当代が補助対象事業外となったためです。農林水産業費では、新規就農者経営発展支援事業補助金が250万円の減、施設整備分の国の減額に合わせて減額をしております。商工費では、商店街活性化事業補助金200万円の減、これは夏祭りの中止によるものです。

次のページで、19款 1 項基金繰入金 1 億4,200万円の増、財政調整基金を 1 億3,900万円、ふるさと創生基金を300万円繰り入れます。

2 項特別会計繰入金336万3,000円の増、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の令和3年度の確定によるものです。

20款 1 項繰入金 1 億8,326万1,000円の増、こちらは一般会計の令和3年度の確定によるものとなっております。

次のページをお願いします。

21款 4 項雑入247万5,000円の増、建物災害協賛金等の収入となります。

22款 1 項町債 1 億4,756万6,000円の減、こちらは地方債補正で説明したので省略をさせていただきます。

計、補正前の額102億1,219万3,000円、補正額 2 億5,777万円の増、計104億6,996万3,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出です。

2 款 1 項総務管理費1,202万5,000円の増。主なものは財産管理費で、光熱水費、電気料等の値上げによりまして800万円の増となっております。

次のページにいきまして、多目的ホール管理費、こちらの空調整備委託料ほかで285万5,000円増となっているのが主なものです。

2 項企画費 1 億3,159万円の増、こちらは委託料で、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業推進委託料 1 億2,280万円の増ですが、観光や防災のDXを行うもので、みずほ銀行への委託金となります。負担金補助及び交付金では、移住支援事業補助金830万円の増ですが、先ほど一般質問でもございました14名分の定住支援金になります。

3 項徴税費は、節の組替えです。

4 項戸籍住民基本台帳費71万9,000円の増は、次の15ページになりますが、報酬でマイナンバー受付職員報酬が主で、56万3,000円の増です。

5 項選挙費8,000円の増は、人件費です。

3 款 1 項社会福祉費1,943万円の増、委託料で、先ほど説明しました敬老会実施委託料は292万円の減ですが、次の16ページになります。償還金利子及び割引料で、令和3年度非課税世帯等臨時特別支援事業補助金返還金が2,096万4,000円の増となっております。

2 項児童福祉費233万5,000円の増、こちらはあおぞら保育園調理室エアコン取替工事219万2,000円が主なものとなります。

4 款 1 項保健衛生費503万8,000円の増は、環境衛生費で火葬場の駐車場関係の委託料が268万4,000円の増、汐間公衆トイレ解体工事が88万円の増、こちらが主なものとなります。

2 項清掃費555万1,000円の増、こちらのじん芥処理費では、光熱水費が160万8,000円、し尿処理費で光熱水費350万円の増、また古着改修ボックス購入141万円、こちらが主なものとなりますが、新クリーンセンター揚水ポンプ設置工事が167万6,000円減となっております。

次の18ページをお願いします。

5 款 1 項労働諸費 4 万5,000円の増、消耗品等の増となります。

6 款 1 項農林業費55万円の増、修繕料等の増になります。

3 項振興費4,104万3,000円の増、農業振興費では、島しょ地域農業DX推進事業支援委託

料400万円、こちらは6月で補正をした研修センターDXの管理費となります。

その下、山村離島振興施設整備事業補助金2,171万5,000円の増、こちらは八丈島乳業のチーズ加工機械を購入の補助をするもので、都補助だけで町の負担はゼロということでございます。

水産振興費では、島しょ漁業振興施設整備事業補助金が1,811万2,000円の増、こちらは、神湊漁港の船を上げたときに載っけておく架台というんですかね、修繕したりペンキを塗ったりするときに船を載せておく架台を、老朽化により取り替えるものになります。

その下、休漁廃船基金出資金500万円、こちらが、廃船については産業廃棄物ということで費用が物すごくかかります。町が一旦出資して基金を造り、その後、船主が積立てをして運用するというので500万円出資をいたします。

一方、後継者対策費では、担い手研修センター農場整備の委託が……、ごめんなさい、これは担い手研修センターの工事費のほうに166万1,000円を振り替えております。負担金で、新規就農者経営発展支援事業825万円の減、これは先ほど国や都で補助金で減がりましたが、施設整備分の減額となります。

7款1項商工費660万3,000円の増、こちらはキャッシュレス決済ポイント還元負担金943万6,000円、これに伴う委託で、キャッシュレスキャンペーン委託が200万円の増となっております。

一方、夏祭りとおふれあい交流事業は中止により、夏祭りが400万円、おふれあい交流事業が100万円減をしております。

次のページをお願いします。

8款1項道路橋梁費479万4,000円の増、町道整備委託料の500万円は、八重根南原線道路改良工事に組替えをしております。委託料で、電線共同溝予備設計測量委託が550万円の増、藍ヶ江線道路改良工事が160万円の増、それから、補償補てんのほうにいきまして、電柱移設補償金が670万円の増となっております。

一方、工事測量資材単価調査委託が768万円の減、土地購入費が157万6,000円の減となっております。

4項住宅費501万円の増、光熱水費関係が84万円増、あとは粥倉団地の工事調査設計委託料402万9,000円、これが増の主な要因となっております。

9款1項消防費351万3,000円の増、こちらは新規採用職員の研修旅費、被服費、備品購入等が主なものとなっております。

次のページをお願いします。

10款 1項教育総務費45万9,000円の減、旅費等の不用額になります。

2項小学校費1,266万2,000円の増、需用費の増につきましては修繕料等の増、委託料の増につきましては浄化槽清掃委託料等の増額でございます。あと工事請負費で、三根小学校体育館入口扉交換工事500万円の増、大賀郷小学校消火設備改修工事410万円の増、こういったところが主なものでございます。

3項中学校費602万7,000円の増、報酬のところで、特別支援介助員報酬2名分を186万1,000円増としております。

次のページをお願いします。

今の中学校費の続きです。大賀郷中学校消火設備改修工事180万円の増、こういったところが主な増の原因となります。学校給食費156万2,000円の増は、食洗機等の修繕料の増になります。

5項社会教育費21万円の減、シロアリ駆除委託50万円の増はありますが、こども体験塾が中止になったことにより86万9,000円減をしております。

保健体育費9万4,000円の増、修繕料等の増によるものです。

14款 1項予備費16万円の減。

計、補正前の額102億1,219万3,000円、補正額2億5,777万円の増、計104億6,996万3,000円となります。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

お諮りします。

一般会計の補正予算については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

一般会計補正予算歳入8ページから12ページについての質疑をお受けいたします。

8ページから12ページまでです。

5番。

○5番（沖山恵子君） 9ページの15の4の農林水産事業の国庫補助金の施設整備分で575万円減額ですということの説明があったんですけども、これはもともと造る予定だったのが、補助金出ませんよといって減ったのか、それとも、これだけあげますよといって造らなかったの減ったのか、その辺の減ったことの理由みたいなのが分かったら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 新規就農者の経営発展支援事業ということで、新規就農者の計画等によって計画の内容が変わって、実績に応じて減額になっているということになります。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） では、就農者が最初はこれを造る予定で申請はしたんですけども、後でやっぱりやめましたと言ったのか、規模が小さくなったのかということで、就農者のな理由でということよろしいのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 青年等就農給付金と同じような扱いでもらえる給付金なんですけれども、東京都のほうが、この事業自体を実施しないということで該当から外れたということで聞いております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） では、計画して、今度、例えばハウス建てようねと思って申請したんですけども、補助金がなくなったという、就農者理由というよりはお国の事情というか、都の事情というか、そういうことで減ったということですね。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 該当者自体も青年等就農給付金と同じで、予測値をもって計上しておりますので、その該当者自体もちょうどなかったということで減額になります。

○議長（奥山幸子君） ほかに歳入。

4番。

○4番（山本忠志君） 同じ9ページの一番下の東京宝島サステナブル云々の補助金なんですけれども、大変ありがたい話で、東京都のほうで進めておられることで期待しておるところなんです、伺いたいのが、6月の定例会の後の全協のときに、この説明の中で、この事業に対する戦略パートナーということで、主体は町なんだろうけれども、戦略パートナーに

みずほって書いてあったわけなんですね。このパートナーの選定、恐らく都で指定してきたパートナーだと思うんですけども、なぜみずほが指定されてきているのか、その辺の経緯についてご説明願えないでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） みずほ銀行は、2020年8月、このときに八丈町と八丈町商工会、みずほ銀行と3者でキャッシュレス化推進に関する包括連携協定というのを結んでおります。この頃から八丈町とはいろんな、こんなことができるよねとか、こんなところに力を入れたいよねとか、そういった協議をずっと進めてまいりまして、そこに昨年、サステナビリティの関係の東京都の補助金のお話があったということで、みずほ銀行と八丈町がパートナーとして協力をし合いながら、サステナビリティとDXの関係の事業を進めていこうと、そういうような流れで来ております。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 要するに過去の協力関係の経緯に基づいて、この戦略パートナーということなわけですね。よく分かりました。

それで、もう一つお伺いしたいのが、6月9日の全協の際に、この事業に関する詳細は9月定例会で明らかにするというふうなお話があったと思うんですけども、頂いた議案書の中にもそれらしい資料がなかったものですから、それはどのような形で公表なさるのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 現在、八丈町が東京都のほうに計画書を提出しておりまして、全員協議会のときに9月の本議会では発表できるんじゃないかと思っておりましたが、まだこれから東京都のほうで審議会のようなところがあって、そちらで審議されるということで、中身につきましては、今申し上げられるのが観光のDX化、それから防災のDX化、こういったものを本年度予算で進めていこうという計画を東京都のほうに出しております。

中身については、漁港に定点カメラを設置しまして、ザトウクジラや海の様子を撮影できると……。

（山本議員「課長、今細かく言わなくても、どういうふうに我々に周知されるのかなということを伺いたかった」の声あり）

○企画財政課長（和田一宏君） 取りあえず今回、申し訳ないんですが資料を作っておりませんので、本来ですと資料をがっちり固めてお出しできるとよかったんですが、東京都のほう

がまだ審議会通っておりませんので、通ってもいないのに補正予算を出せないよという話になるかもしれないんですけれども、そこは3年間の事業ということで、実際は2年半しかないわけなので、こういった9月定例会で補正予算を出させていただいております。ですので、まとめましたら、まとまった資料を皆さんにご案内したいと思っています。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 先に補助金ありきということで、ちょっと順番としては違うんじゃないかなと思って申し上げたところなんですけれども、おおよそは今のお話で分かりましたので、ぜひ確かなプランを練っていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 副議長はコメントありますか。観光DXのほう。クジラの話が出たの、いいですか。

ごめんなさい、副町長は、話いいですか。すみません。

（山越副町長「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかに。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 今の話の関連でお伺いしたいと思います。

先ほどの話の中の続きなんですけれども、このDX事業の中で陸上カメラ、AIのクジラ個体識別とか、バーチャルデジタル、雨の日の観光VRコンテンツ、IoTセンサー、これ10か所とか、あと雨量とか防災、情報の一元化、見守り、スマートディスプレイ、このあたりが重要な事項ではないかというふうに伺っておりますけれども、実際に八丈島は雨がすごく多い場所でもございますし、雨天時の観光がやはり充実していくということが、以前からすごく大きな課題でもあったと思うんですね。

なので、今回、このDXの中で雨の日の観光、VRコンテンツというのがすごく注目されていることのひとつだと思うんですが、今後、町から、これは東京都100%の事業だとは思わんですけれども、町からもし要望などを出すようなことがある場合は、できれば雨の日の観光、VRコンテンツなどの、こういった企画の充実をぜひお願いしたいんですが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） VRの充実等は、もう既に計画に入っておりますので、東京都への事業計画も出しておりますので、認められれば早急に用意をしたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

(宮崎議員「はい、ありがとうございます」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、歳入は。

すみません、ここで休憩を取りたいと思います。

2時40分まで休憩いたします。

(午後 2時26分)

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時40分)

---

○議長（奥山幸子君） 歳入についての質疑を終結いたしましたので、続きまして歳出、13ページ総務費から17ページ衛生費までの質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 16ページ、保健衛生総務費の中のゲートキーパーの研修講師謝礼とありますけれども、このゲートキーパー関連の質問なんですが、実際町の広報の中でも掲載されておりましたが、9月は東京都自殺防止強化月間ということでご案内があったと思うんですけれども、具体的に八丈町としての何か取組があるようでしたらご回答をお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 確かに9月10日から16日、これが毎年行われております自殺の予防週間ということで、集中的な啓発活動ということで、年に1回講師の方をお招きして、一般住民の方々、町の住民の方々と、また町の職員も参加してもらうようにということをやっているところです。

この自殺予防の実策の計画、これを各自治体が作成するよということ国の方から来ていまして、いろいろうちの機関でできることではなく、例えば警察や病院、あとは福祉関係の事業所の方、そういった方々にもご協力をいただいて、計画を策定する委員会をつくらうということ、今年、島しょ保健所のほうで会議がありまして、その中でも保健所の副所長も含めて、私のほうから皆さんにお願いをしたいと。できれば、今年度中にその計画、これをつくり上げたいということで、今動いている最中でございます。

(宮崎議員「ありがとうございます」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ほかに。

3番。

○3番（山下則子君） 17ページの環境衛生費の一番上のところなんですけれども、火葬場駐車場法面伐採委託料と火葬場駐車場整備委託料とあるんですけれども、どこがどのようになるのか詳しく教えてください。お願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、上のほうの火葬場の法面伐採委託料、こちら火葬場の下、向かいのほうに三角形の駐車場がございますが、そちらののり面のところに枯れた枯死がございますして、それがもし崩れちゃうと土砂、全体が崩壊じゃないですけれども、という危険性もあるということで、その枯死をやるまで、下から刈っていかないと、伐採していかないといけないということで250万ほど計上させていただいています。

下のほうの整備委託料、こちらのほうは駐車場の既存の線、駐車場のラインを見やすくということでの費用でございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 20ページなんですけれども……

○議長（奥山幸子君） すみません。17ページの衛生費までなの……

○1番（宮崎陽子君） 17まで……。

○議長（奥山幸子君） ごめんなさい。

4番。

○4番（山本忠志君） ページ数でいうと14ページになります。

先ほど一般質問でお尋ねした中身がここに書いてあるんですが、移住支援事業補助金ということで830万円と。先ほどの説明で14名分という課長の、ございましたけれども、また一般質問のときの回答では、二人世帯だと100万円、一人世帯だと60万円という説明だったように記憶しているんですが、これで言うと14名分830万円、1人当たりおよそ60万円弱になりますかね。これに当たるかなと思うんですが、この内容についてもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（和田一宏君） こちらのほうは、単身者の就業が13件と、世帯の方のテレワークが1件、合計14件を予算計上させていただいております。
- 議長（奥山幸子君） 4番。
- 4番（山本忠志君） 例えば、1人当たり単身者で60万円といたしますと、一月当たり5万円の補助ということになるんですよね。住宅一人住まいの方が5万円ということは、ほぼ全額補助というぐらいに当たるのかなと思うんですけれども、一部補助なのか、全額補助なのか、その辺どうなんですか。
- 議長（奥山幸子君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（和田一宏君） こちらは住宅費の補助という位置づけではございませんで、何に使っていただいてもよろしいかと思うんですが、我々は八丈に越してくる際の支度金程度の金額なのかなと、そのように感じております。
- 議長（奥山幸子君） いいですか。  
(山本議員「じゃ、使用を限定するものは何もないと。了解です」の声あり)
- 議長（奥山幸子君） ほかにございますか。  
9番。
- 9番（岩崎由美君） 13ページ、ロベレニくんデザイン委託料25万5,000円なんですけれども、ロベレニくんは、青鳥の子たちがデザインして、これをいろいろ多分デジタル化したりすることなのかなと思うんですが、デザイン料というのは大体どういうことで25万かかったか教えてください。
- 議長（奥山幸子君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（和田一宏君） 今回の補正に関しましては、ツイッターのアイコンの顔の変更ですとか、全身イメージの追加とか、あるいはスーツ姿だとか、飛行機に乗っているとか、合計15点のロベレニくんの画像といたしますか、絵を描いていただくような委託料です。
- 議長（奥山幸子君） 9番。
- 9番（岩崎由美君） 分かりました。じゃいろんなバリエーションを作るに当たって、デザインも作ってもらったということですね。まだそれは世の中に出ていないんでしょうか。
- 議長（奥山幸子君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（和田一宏君） これから作りますので。
- 議長（奥山幸子君） ああそうなんだ。

○企画財政課長（和田一宏君） まだ。世に出るのを楽しみにお待ちしております。

（岩崎議員「そうですね。ありがとうございます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） やはり13ページの企画費で、これは予算書にないことなんですけれども、噴気試験、地熱発電所の噴気試験をやるという話が説明会でありました。

実際にもうやったと思うんですけれども、これは町のほうのことではないので、町のほうも具体的には分からないのかもしれませんが、その結果はいつぐらいに公表して、今後の段取りというか、公表など含めた予定について教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 住民説明会を10月ごろに実施する予定です。

（岩崎議員「10月ごろ。分かりました」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかに、いいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 要望ではないんですけれども、議員研修でさくら市に行ったときに、先ほどのロベレニくんに関してなんですけれども、さくら市の庁舎のほうにロベレニくんの絵が、プリントアウトしたのが貼ってありまして、ようこそ八丈町議会の皆様みたいなことが書いてあったんですね。すごい、こんなところまで普及するほど市も頑張って宣伝しているんだなと思ったんですけれども、今15点ほどいろいろ考えているとおっしゃったところで、ぜひ八丈島のキャラクターとしてうまく育てていただいて、いろんな宣伝活動に利用していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 要望でいいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかによろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） じゃ、13ページから17ページを、衛生費までの質疑を終結いたします。続いて、18ページの労働費から25ページの予備費までの質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 20ページの土木費の中の道路新設改良費で、前回先日の議会運営委員会のほうで頂きました資料の中で、ここの同じ行なんですけれども、無電柱化というふうに

記されておりました。ここの部分についての質問なんですけれども、現在の無電柱化に関する進捗状況を教えていただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 当初ご説明させていただいたとおり、今年度、4年度に予備設計をやっております。5年度が事業申請です。5年度中に事業認可が予定どおり得られるという前提で、6年度が実施設計。これは詳細設計になります。7年度から10年度で本工事と。対象は護神向里線一路線を対象として、今進めているところです。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（宮崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 25ページの公民館費、若干関連なんですけれども、このシロアリ駆除委託料というのが出ているんですが、一般質問でも話題になったアシロヒラフシアリの薬は、公民館にはまかれていない。だからここにはアリが多いと聞いたんですけれども、その辺は事実なのか。公民館自体にはアリたくさんいるんですね。大変なんですけれども、その辺分かったら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） まず、このシロアリ駆除というのは、中之郷公民館の集会室の壁と床が、これはシロアリです。シロアリに食われておりまして、それが見つかりましたので駆除するものでございます。

そのアリのほうはたしか実験的に当時やったと思いますけれども、現在も駆除を続けております。薬をまいて続けております。中之郷公民館にも。

これはシロアリの被害の対策です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 中之郷公民館、前からシロアリいるよというのは聞いておりまして、これはこれでいいことと思うんですが、この関連として、害虫駆除として、シロアリもですけれども、ベイト剤を公民館にまくという行為をして、ほかの害虫駆除はしているんですかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） そのベイト剤もまいて駆除をしております。

○議長（奥山幸子君） いいですか、それで。

(沖山議員「ペイト剤はまいていないと聞いたので、それは」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。25ページ最後までです。予備費まで。  
ないですかね。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第47号 令和4年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第12、議案第48号 令和4年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 書類番号の5番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第48号 令和4年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

令和4年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,886万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,622万7,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課長（奥山 勉君） はい。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

6 款都支出金、補正額 4 万 9,000 円の減。

8 款繰入金、補正額 4 万 9,000 円の増、こちらにつきましては、65 歳以下の生保の受給者に係ります審査判定分の委託金で、令和 3 年度まで、こちらは直接介護の特会で計上をしておりましたが、令和 4 年度分より一般会計で受けて介護の特会へ繰り出すことにしたものでございます。

9 款繰越金、補正額 1,886 万 3,000 円の増、こちらにつきましては令和 3 年度の決算による令和 4 年度への繰越金です。

以上、計、補正前の額 10 億 6,736 万 4,000 円、補正額 1,886 万 3,000 円の増、計 10 億 8,622 万 7,000 円となります。

次、下の 5 ページをお願いいたします。

こちらが歳出になります。

4 款の基金積立金、補正額 685 万 3,000 円の増、令和 3 年度決算による基金への積立てでございます。

6 款諸支出金、補正額 1,201 万円の増、こちらにつきましては、主に決算による国や東京都、町の負担金が確定をして、歳入として多くもらっている分の返還金となります。

以上、歳出合計、補正前の額 10 億 6,736 万 4,000 円、補正額 1,886 万 3,000 円の増、計 10 億 8,622 万 7,000 円となります。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第48号 令和4年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、議案第49号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号5、介護の次、黄色の用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第49号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和4年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,052万5,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明申し上げます。

歳入。

5款1項繰越金6万1,000円の増、令和3年度からの繰越金となり、計6万2,000円となります。

ということで、歳入合計、補正前2億2,046万4,000円、補正額6万1,000円の増、計2億2,052万5,000円。

下のページ、歳出になります。

5款2項繰出金6万3,000円の増、一般会計へ繰り出しいたします。

6款1項予備費2,000円の減、端数調整となります。

ということで、歳出合計、補正前2億2,046万4,000円、補正額6万1,000円の増、計2億2,052万5,000円。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第49号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、議案第50号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 後期の次、ピンク色の用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第50号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和4年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,372万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,327万4,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

後期同様、項の補正額で説明申し上げます。

歳入。

7 款 1 項繰越金6,372万8,000円の増、令和3年度からの繰越金となります。

ということで、一番下の行、歳入合計、補正前12億1,954万6,000円、補正額6,372万8,000円、計12億8,327万4,000円。

下のページ、歳出になります。

8 款 1 項償還金及び還付加算金6,372万8,000円の増、こちらは東京都への返還金6,367万9,000円と、一般被保険者還付加算金の4万9,000円となります。

ということで、一番下の行、歳出合計、補正前12億1,954万6,000円、補正額6,372万8,000円の増、計12億8,327万4,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第50号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第15、議案第51号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号6をお願いします。

1 ページをお願いします。

議案第51号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池 拓君) はい。

次のページをお願いいたします。

継続費、第5条、継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、大川浄水場改修事業、補正前、総額7億215万2,000円、令和3年度年割額9,296万6,000円、令和4年度年割額2億9,380万5,000円、令和5年度年割額3億1,538万1,000円、補正後、総額7億4,607万8,000円、令和3年度年割額、こちらは変わりません。令和4年度年割額2億8,863万5,000円、令和5年度年割額3億6,447万7,000円、こちらは建築のくい追加工事により増になっております。

次に、中央監視装置改修事業、補正前、総額2億7,880万6,000円、令和3年度年割額6,730万円、令和4年度年割額2億1,150万6,000円、補正後、総額2億6,326万9,000円、令和3年度年割額、こちら変わりません。令和4年度年割額1億9,596万9,000円。こちらは一部の改修を取りやめたことによる減になります。

次に、大川取水施設改良事業、補正前、総額1億1,300万1,000円、令和3年度年割額4,400万円、令和4年度年割額6,900万1,000円、補正後、総額1億283万7,000円、令和3年度年割額、こちら変わりはありません。令和4年度年割額5,883万7,000円、こちらは作業工程の変更による減額となっております。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

9 ページをお願いします。

令和4年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

支出のみの補正です。

1 款水道事業費用32万6,000円の増、1 項営業費用26万円の増、こちらはストレーナースクリーンほか材料費の増になります。2 項営業外費用6万5,000円の増、企業債の利息です。3 項特別損失1,000円の増になります。

次に、資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入2,151万4,000円の減、国庫支出金170万7,000円の減、大川浄水場改修工事国庫補助金の減になります。

次のページをお願いします。

4 項都支出金1,980万7,000円の減、都補助金の減になります。

次に支出です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費1,964万1,000円の減、こちらは工事の追加や一部の改修の取りやめ、作業工程の変更によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 水-10の支出のほうなんですけれども、委託料、大川浄水場地質調査委託517万円かかっていますけれども、こちら大川浄水場も工事始まっていますけれども、何の調査なんですか。詳しくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） こちらの委託料は、大川浄水場、建築のほうの工事でくいを打ち込む作業工程がございます。そちらのほうで、くいを打ち込んでいっている作業の途中で、支持層に当たらないという状態が出てきました。それで、再度調査を行うという委託料になります。

○議長（奥山幸子君） 2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 今、くいが支持層に届かないというお話があったと思うんですけれども、ということは、この水-2のほうにある大川浄水場改修事業の4,000万円ぐらい上がっている費用というのは、そちらの追加費用ということよろしいでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 2 ページの継続費の。

（浅沼（隆）議員「水-2のところに」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） 水-2、2 ページですね。

こちらのほうは、建築のくいの追加工事になります。くいの追加分になります。

○議長（奥山幸子君） 2 番。

○2番（浅沼隆章君） まず、この工事、なぜ追加のこのくい打ち、支持層に当たらないというお話があったと思うんですけども、まずこれちゃんと調査していますよね。地面のことだからということもあるかもしれませんが、まず調査をして、その結果、設計屋さんがちゃんと計画をして、できるという算段の下、これは工事を進めてきたと思うんですね。それが今、掘ってみて、実際くいが届かなかった。だからもう一回調査を500万かけてします。さらに、くい打ちはまた新しいくいを打たないといけないから4,000万の追加もします。

これちょっとちゃんと説明していただかないと、これは税金ですので、これは一体誰が問題で、こういう形になっているのか。もう一度ご回答をお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 一応設計の前段階の時点で、もちろんボーリング調査を行っております。そのボーリング調査を基に設計のほうも行っております。

ただしかし、今回につきましては、それでもなお支持層というものが実際の設計よりも別の場所にあったと。そういう結果が出ております。

なので、今後の対策としましては、どの調査の数字が悪いのか、設計のほうが悪いのかと言われればちょっと難しい問題はありますが、調査の回数や範囲をより慎重に検討して行っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ぜひ、そこは今後、これ税金で、合計すると4,500万円の追加で、本当はかからなかったはずのお金がかかっているという状況があると思いますけれども、これは今回ではなくて、次の議会等で、次の議員の方たちにもう一度ご説明があるのかもしれませんが、できれば、あともう一つ聞きたかったことがあって、この地質調査を再度行うための予算が今組まれていますけれども、この地質調査を行う会社というのは、一番最初に調査をした会社が行うんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） たしか最初の業者とは違う業者だったと思います。

○議長（奥山幸子君） 2番さん、いいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 違う業者が行うということであれば、致し方ないというのはしようがないかもしれないですけども、この予算の500万かけてもう一回調査するという事だったので、もし同じ業者であれば、責任とは言わないですけども、ある程度予算の、見てい

ただいてということも考えていただければいいかなと思ったんですけども、全然違う会社ということで、再度確認ですがよろしいですか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今回のこの調査の会社は、一応建築工事を請け負っている建築業者さんが見つめてきた別の業者です。1回目の業者とは違います。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） そうですね。一応、違う地質調査をする方がいらっしゃるということなんですけれども、このくいの打ち直しをしたことによって、上物への影響とかもあるんですか。上物、いわゆる今から建てる予定だったものにも影響があるのか。もう一回、これ多分設計し直すと思うんですよね。もう一回掘り直して、確認して、設計もし直して、それでまた新しいものというか、同じ場所にまた設計したものを造ると思うんですけれども。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今回の、まず最初の支持層の設計のことなんですけれども、最初の段階の設計では、支持層が山の傾斜に沿って斜めにあるというふうな設計でした。それが実際、今回のボーリングの調査では、実際はほぼフラットという調査結果が出ていましたので、最初のくいを打ち込む設計に、要はこの斜めと水平だった部分、足りなかった部分、この分を追加したくいを打ち込むということで支持層に達するという工事になります。なので、一応上物に関しては、今のところ、くい工事に関しては影響はありません。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） では、こちらは多分今から調査をして、設計をして、今後の予算等も出てくると思いますので、またそのときに改めて説明いただければいいかなと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） ほかにありますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 今、2番議員から、上物に影響はないんですかという質問があったんですけども、それより前の問題として、取水とか、何か水を取ることに影響はないのかなと思ったんですが、最終処分場を造るときに、いろいろやって土壌改良をして、結局水の流れが変わりましたということがあったと思うんですが、今回は土壌改良ではなくて、くいを打つだけなので、そんなには変わらないかと思うんですけども、4,000万もかけるほどくいを打ち込まなきゃいけないということだと、数もそこそこ打つのかなと思うんで

すが、水の流れが変わったりとか、全体に、取水場全体のこととして捉えたときに何か影響は出たりとかはしないのでしょうか。

あともう一件、先ほど施工する業者が設計する業者を見つけてきましたとおっしゃっていましたが、それって利益相反とかそういうことには全然ならないものなののでしょうか。町が設計して、これお願いしますということではなくて、造る側の人がかかりますよというのを全部自分で考えてやっていると、それが正しいかどうかというのは、町は分からないんじゃないかなとも思うんですけども、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） まず最初のくいを打ち込んだことによる水への影響ということなんですが、水を採取しているところは、この建物の場所よりもうちょっと上になりますので、水に関しては影響ございません。

それから、建築業者が見つめてきたボーリングの調査会社ということです。設計業者ではございません。このボーリング調査会社を見つけていただいて、そちらと八丈町が委託契約を結んで、この調査料を今回補正で上げさせていただいております。

○議長（奥山幸子君） いいですか。5番さん。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第51号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第16、議案第52号 令和4年度八丈町一般旅客自動

車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 水道事業会計補正予算書の次になります。

1 ページをお願いします。

議案第52号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

7 ページをお願いします。

令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款自動車運送事業収益、3 項特別利益71万9,000円の増、過年度のシルバーパス補償金になります。

次に、支出。

1 款自動車運送事業費用、1 項営業費用65万1,000円の増、こちらは会計年度任用職員人件費の増になります。職種はバスガイドになります。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第16、議案第52号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(奥山幸子君) 続きまして、日程第17、議案第53号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

- 病院事務長(菅原宏幸君) それでは、黄色い紙の次のページ、1ページをお願いいたします。

議案第53号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

- 病院事務長(菅原宏幸君) はい。

次のページをお願いいたします。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

1款病院事業収益、3項特別利益、補正予定額1万円、過年度損益修正益の1万円となっております。

続きまして、下の1款病院事業費用、1項医業費用1,430万の増、2目材料費、給食材料費28万8,000円の増、これに関しましては、災害のときの給食費3日分だったんですが、2日分増やしまして5日分の災害のときの食料となります。

3目経費、光熱水費750万の増、これは電気料金となっております、値上げによる電気料補正となっております。

続いて委託料、窓口等医事業務委託料396万、これに関しましては、今セラムに委託しているんですが、その人件費の増となっております。

その下、長寿命化計画作成委託料255万2,000円の増、これに関しましては、配管のところが目視だったのを、中身を見るということで作成の変更のため255万2,000円の増となっております。

2項医業外費用、企業利息4万2,000円の増、特別損失2万9,000円の増となっております。

その下、資本的収入及び支出。

支出だけになります。

1款資本的支出、1項建設改良費313万4,000円、これに関しましては、宿舎48あるんですが、その宿舎の火災報知器設置委託料として313万4,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（山下則子君） ちょっと伺いたいですけれども、給食の材料の3日分から5日分になったという、何か理由があるんですか。お聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 病院にはいろいろ委員会がありまして、災害委員会のほうで確認して、あと町のほうも確認しましたところ、5日が目安ということでしたので、その2日分を増額して災害に備えるという形で。医療安全委員会でもその了承を得ております。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第53号 令和4年度八丈町病

院事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第18、議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下 進君） 書類番号7をお願いします。

議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、育児休業の取得回数制限や非常勤職員に係る育児休業等の取得要件が緩和されることに伴い、勤務環境の整備等の措置を定めるため、本案を提出します。

次のページをご覧ください。

今回の改正では、職員の出産、育児と仕事の両立が進むよう、育児休業の取得要件緩和などがされています。

それでは、今回の主な改正点について説明いたします。

まず、育児休業の取得回数制限の緩和があります。現在、子が3歳になるまでの間、原則1回、条件つきで2回取得可能であるものが、原則2回の取得が可能となります。

また、生後8週以内の男性の育児休業、いわゆる産後パパ育休も、現行1回であるものが2回取得可能となります。

次に、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和として、現在引き続き在職した期間が1年以上としている要件を「継続的な勤務が見込まれる場合」と改めます。

また、各種制度の周知など育児休業が取得しやすくなる環境の整備を進めてまいります。

今回の改正は、令和4年10月1日施行予定となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですね。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第19、議案第55号 八丈町「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） ただいまの続きになります。

議案第55号 八丈町「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法の改正及びより多くの住民へ「財政事情」を公表するため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例ということで、中身につきましては、「財政事情」の公表については、4月から9月分を11月1日に、10月から3月分を5月1日に、町役場ほか5か所の掲示場に掲示しておりました。

これを、より多くの住民の目に触れるように広報で行うこととし、5月、11月では印刷が間に合わないので、4月から9月分を12月に、10月から3月分を6月に変更、1か月遅らせて変更としております。

また、自治法の条番号が変更となっているので、これを修正しております。

第3条では、条文の中身を項番号をつけて整理をしております。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第55号 八丈町「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第20、議案第56号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 続きになります。

議案第56号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

所得制限を撤廃するため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、内容と

いたしましては、子育て環境の充実を図るために、医療費の助成制度の所得制限を撤廃するというので、第4条の削除となっております。

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

説明は以上となります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第56号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第21、議案第57号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 続きになります。

議案第57号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

所得制限を撤廃するため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例ということで、

内容につきましては先ほどと一緒に、子育て環境の充実に図るため医療費助成制度の所得制限を撤廃することとなります。

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第57号 八丈町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第22、議案第58号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの次のページになります。

議案第58号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

一般廃棄物処理手数料を改正するため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するという事で、改正内容につきましては、下の別表3の区分1のし尿中、手数料のところ、2番目のところで、現行10リットルにつき11円となっておりますが、それを13円に増額すること。また、し尿を収集する際、少量でも最低1,300円を徴収する規定を設けるため、1段目のところで「1回の排出量が1,000リットル以下のとき1,300円」というような文言を加えてございます。

また、別表3の下のところ、備考のところの文言を加えまして、それに合わせまして、別表1の文言を改正するものでございます。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 料金が改定されるというのはいいことだと思うんですが、4番の業務時間外収集で8,370円というのが結構大きな金額だなと思ったんですが、この業務時間外というのは、平日の9時5時以外なのか、その辺のところの確認と、なかなかの金額なんですけれども、これは今までにお支払いした方はたくさんいらっしゃるのでしょうか。教えてください。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） この別表3の項目4番の業務時間外収集は、もう以前に条例を上程したときのものです。

こちらのほう、今議員おっしゃられたように、5時から翌日の朝9時までの業務時間外と、あと正月三が日とか、そういった日、あと、し尿収集を休む定休日ですね。業者さんも定休日を入れておまして、そういった定休日のときに頼む場合は昼間もかかるということでございます。日中も休みなのに、日中でも来てくれというふうな形になった場合は、この8,370円掛ける消費税ですので、9,200円かかるということでございます。

該当者のほうは現在いらっしゃいます。年間10人以内というところの推測の下ですが、該当者はいらっしゃいます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君）　　という、昼間はいらっしゃらないので夜に来てくださいとか、個人の事情で頼んだとか、取るのを忘れてあふれそうになったから今すぐ来てねとか言われたときに対応するのかなと思うんですけども、トラブルがなければこのままで、もともとこれがあったということですね。いいと思います。

○議長（奥山幸子君）　答弁いいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君）　ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君）　では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君）　討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君）　ご異議ないものと認め、日程第22、議案第58号　八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君）　続きまして、日程第23、議案第59号　八丈町法定外公共物管理条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君）　それでは、先ほどの次のページをお願いいたします。

議案第59号　八丈町法定外公共物管理条例の制定。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

法定外公共物の維持管理に関し必要な事項を定め、法定外公共物の利用の適正化及び生活環境の保全を図るため、本案を提出します。

1枚おめくりください。

八丈町法定外公共物管理条例ということで、こちらは道路法や河川法などが適用されない道路または河川、水路を法定外公共物というふうにいいます。底地の所管は、財産管理として国、機能の管理は市町村というふうになっておりましたけれども、平成12年4月に国の地方分権推進計画の策定に伴い、関係法令、法律が改正され、機能を有する法定外公共物は原則平成17年3月31日までに市町村に譲与することとなりました。このときに、八丈町は譲与を受けていなかったため、特定作業、これは今の現地調査ですね、を実施した上で、現に機能している法定外公共物に限定し、令和3年度より末吉地域から順次譲与の申請をし、譲与を受けているところがございます。

中之郷地域の分が既に終わっておりまして、末吉、中之郷の法定外公共物については国から譲与を受けております。今後、樫立、大賀郷、三根ということで、6年度末までに譲与を完成する計画で今進めているところです。

制定については、法定外公共物は住民との日常生活に密接に関係してくるものであり、適正に管理するため必要な規制等を設けた本条例を制定するものでございます。

内容については、主な内容としては、第3条で禁止行為、法定外公共物を損傷、汚損することなどの禁止行為です。また、4条、5条、6条では、その法定外公共物の占用工事等の許可について規定をしております。こちらは、現に存在する八丈町の占用条例ですとか、道路法の第24条に準じた内容となっております。

第17条では用途の廃止、これは、現在機能している道路、水路等が、将来機能しなくなつて、例えば隣に、隣というか、この法定外公共物となっている道路に接している方から、この底地を譲ってくださいという申請があった場合なんかに、町の財産になっていれば、町が対処して払下げ申請ができるようになるということで、その辺の規定もしております。

また、18条については、境界の確定協議に関する内容が規定されております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） よろしいですかね。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第23、議案第59号 八丈町法定外公共物管理条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第24、議案第60号 八丈町給水条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今の続きのページになります。

議案第60号 八丈町給水条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

条文の文言の整備を図るため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町給水条例の一部を改正する条例。

八丈町給水条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項中第4条を水道法施行令第6条に改めます。

こちらにつきましては、誤りがあったため修正するものです。

附則。

この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） よろしいですかね。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第24、議案第60号 八丈町給水条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

令和4年第三回八丈町議会定例会第1日目を散会いたします。

次の会議は、9月6日、明日火曜日午前9時より開議いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月5日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 沖 山 恵 子

署 名 議 員 菊 池 良